

IV

子どもたちがのびのびと成長し

豊かな人間性が育まれるまちづくり

IV-1 地域の子育て支援

- 1 子育て環境の充実

IV-2 母子保健

- 1 母子保健の充実

IV-3 幼少期の 保育・教育

- 1 保育環境の充実
- 2 幼児教育の充実
- 3 放課後児童対策

IV-4 学校教育

- 1 学校教育の充実
- 2 教育相談活動の充実
- 3 特色ある学校づくり

IV-5 高校・大学教育

- 1 人材育成の推進とまちづくりとの連携

IV-6 青少年育成

- 1 青少年の健全育成

IV-7 生涯学習

- 1 生涯学習の推進
- 2 図書館の充実

IV-8 スポーツ

- 1 スポーツ活動の充実
- 2 スポーツイベントの充実

IV-9 芸術・文化

- 1 芸術・文化活動の充実
- 2 文化財の保護・活用

現状

- 家族形態の変化や就労形態の多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 子育てをする親子が自由に集うことができる場として、市や民間保育所が運営する「子育て支援センター」※が12箇所、地域の方々が自主的に運営する「子育てサロン」※が28箇所あります。
- 育児支援を必要とする方と育児援助を行うことができる方を結びつけ、地域全体で子育てを支え合う相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター※を運営しています。
- 「子育て支援コーディネーター」※を配置し、子育て支援サービスを利用する保護者と地域において子育て関連活動に携わっている市民や団体を支援しています。

課題

- 大企業が多く立地する本市においては、転勤に伴う転入により市内に頼れる親族がいない家庭が多い状況にあります。
- 「子育て支援センター」及び「子育てサロン」は、その運営主体により、利用者が保育士や民生委員等からのアドバイスが得られる一方、開設日時が平日昼間に集中しているなど、子育てを行う市民誰もが利用しやすい環境が整っているとはいえない状況にあります。
- ファミリー・サポート・センター事業のニーズは増えていますが、協力会員については不足しています。
- 企業等の子育て支援意識の醸成及び地域全体での子育て応援体制づくりを更に支援していく必要があります。
- ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るためには、経済的に安心して暮らせるよう保護者の就労支援・経済支援を充実させるとともに、相談・情報提供、子育て・生活への支援など総合的に取り組む必要があります。

用語解説

※ 子育て支援センター

子育て家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、育児に関する相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援を実施する施設。

※ 子育てサロン

子どもの遊び場や保護者の交流の場として、ひたちなか子どもふれあい館、コミュニティセンター、保育所、自治会館などで提供される地域のたまり場。

※ ファミリー・サポート・センター

サービスを受けたい利用会員とサービスを提供できる協力会員による有償の援助組織。小学生以下を対象とした育児援助と高齢者・障害者を対象とした生活援助を行っている。

※ 子育て支援コーディネーター

子どもやその保護者が多岐にわたる子育て支援事業を円滑に利用できるよう、出前講座や子育て相談、情報発信活動などにより包括的な支援を行うとともに、地域の子育てサロン等の活動を支援する者。

※ 子育て応援宣言

「子育て応援宣言企業等登録事業」により事業所や店舗等が行う宣言で、従業員に対する子育て支援や子連れで安心して入店できる環境づくりなどに積極的に取り組むことを宣言し、活動するもの。

取組方針

- 子育ての主体となる「家族・家庭」と「地域」, 「行政」の3者がそれぞれの役割を果たし, 相互に連携・交流・協力しながら, 子育てを地域全体で支援する体制づくりに取り組みます。
- 保護者のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援ができるよう, 妊娠・出産・子育ての期間を通じて切れ目のない支援を行うとともに, 保護者の育児不安や孤立感など様々な悩みを解消するための相談支援体制の充実を図り, 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ります。

主な取組

- ▶ 子育て中の親子が集う場の拡充
- ▶ ファミリー・サポート・センター事業の推進
- ▶ 子育てサロン等の地域による子育て支援の推進
- ▶ 保護者に対する家庭児童相談体制の強化
- ▶ ひとり親家庭に対する支援の拡充

役割

市

- 子育て支援関連事業実施及び関係機関への支援

市民

- 協力会員への登録 (ファミリー・サポート・センター事業)
- 子育てサロンの立ち上げ, 運営
- 虐待の早期発見のための通告等

事業者等

- 従業員への子育て支援強化及び子育て応援宣言^{*}実施
- 店舗等への子育て支援環境整備

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①ファミリー・サポート・センター協力会員数	140人	200人
②子育て支援センター年間利用者数 (保護者)	32,099人	42,000人

IV-2

1 母子保健の充実

現状

- 妊婦健康診査を助成するとともに、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施するなど、妊娠、出産、子育ての期間を通じて健康管理を行っています。
- 母子保健コーディネーター※を配置し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行っています。
- 市内の医療機関と連携し、必要に応じて早期に支援ができる体制を整えています。
- 養育環境の把握や保健指導を行うため、乳児家庭全戸訪問の実施のほか、1歳及び4歳の時点で、健診受診状況、予防接種の接種状況や保育所の通所状況等を把握し、全員の所在を確認しています。
- 子育てしやすい環境づくりのため、子どもや妊産婦に対して、医療費の一部を助成しています。

課題

- 1歳6か月児健診は受診率97.5%、3歳児健診は95.0%であり、未受診者のフォローを行うとともに、受診を更に勧奨する必要があります。
- 母子を取り巻く環境の変化等を踏まえ、多様な支援を行う必要があります。



乳幼児健診の様子

用語解説

※ 母子保健コーディネーター

乳児家庭全戸訪問や母子保健相談支援などを実施し、医療機関等とも連携を図りながら、妊娠期から子育て期までの不安や悩みに対する継続的な支援を行う者。

取組方針

- 乳幼児健康診査や育児相談等を実施し、乳幼児の疾病の早期発見と育児支援を行うとともに、受診率の向上に努めていきます。
- 妊婦健康診査、妊婦支援訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を実施し、市内の医療機関と連携しながら、妊娠期から育児期にかけての切れ目のない支援につなげていきます。
- 妊娠を望んでいる夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費の助成を行います。
- 子育てを支援するため、子どもと妊産婦の医療費助成を行います。

主な取組

- ▶ 妊婦健康診査
- ▶ 妊婦支援訪問
- ▶ 乳児家庭全戸訪問
- ▶ 乳幼児健康診査
- ▶ 不妊治療費の助成
- ▶ 子どもや妊産婦の医療費助成

役割

市

- 妊娠期の早期から要支援妊婦の把握と支援
- 幼児健診の周知と受診勧奨
- 支援を必要とする乳幼児とその家族への支援

市民

- 各種健診の積極的受診

事業者等

- 産科医療機関・助産院・小児科からの情報提供と連携

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
幼児健診受診率 (1歳6か月児及び3歳児の受診率平均)	95.9% (平成26年度実績)	98.0%

IV-3

1 保育環境の充実

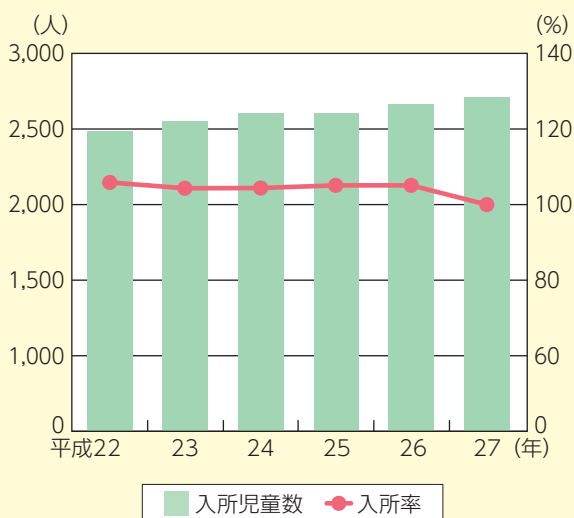
現状

- 市内には公立5所、私立17園の認可保育所があり、定員は計2,705名となっています。
- 認可保育所において通常保育のほかに延長保育、一時預かり保育^{*}、病後児保育^{*}などの保育サービスを行っています。
- 年少人口が減少する中、保育需要は増える傾向にあります。
- 市内の認可外保育施設^{*}において、就学前の乳幼児を多数受け入れています。

課題

- 年少人口が減少傾向にある中で、現在の保育需要について今後の的確な予測をすることは難しい状況にあります。
- 家族形態の変化や就労形態の多様化など、子どもや子育て環境を取り巻く環境が大きく変化していることから、多様なニーズに応じた保育サービスが求められています。
- 認可保育所において必要とされる保育士の確保が難しい状況にあります。
- 障害児や食物アレルギー児など特段の配慮を要する児童の受入体制の確保が課題となっています。

保育所入所状況の推移



(※各年4月1日現在。公立・私立の合算による。
入所率は、保育所定員に対する入所児童数の割合)

(出典：ひたちなかの福祉)



取組方針

- 保育需要の見直しを適宜行い、必要な利用定員を確保しながら、円滑な入所に努めます。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育所等における延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などの事業を支援します。
- 障害児や食物アレルギー児の入所が円滑に行えるよう、関係機関との連携を強化するとともに、受け入れた保育所に対して必要な支援を行い、認可保育所における受入体制の確保を図ります。
- 民間の認可保育所の施設整備を支援するとともに、公立保育所についても施設整備の実施など環境整備を図ります。

主な取組

- ▶ 民間保育所等の保育サービス事業の支援
- ▶ 障害児や食物アレルギー児の受入体制の確保
- ▶ 公立保育所の運営

役割



市

- 保育サービス事業に対する支援
- 障害児や食物アレルギー児の受入体制確保に係る支援



事業者等

- 保育サービス事業の実施
- 障害児や食物アレルギー児の受入れ

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①一時預かり事業実施箇所数	12箇所	14箇所
②病児保育事業実施箇所数	1箇所	2箇所

用語解説

※ 一時預かり保育

家族（同居している親族等）の病気や入院、保護者の育児疲れなどの事由により、保護者が一時的に児童の面倒を見られなくなる場合の保育。

※ 病児・病後児保育

おおむね小学校就学前までの乳幼児が病気又は病気の回復

期の際、集団保育や家庭での保育が困難である場合に、一時的に預かるサービス。

※ 認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、知事の認可を受けていない施設をいう。認可保育施設で行っていない夜間預かり等を行う施設などがある。

IV-3

2 幼児教育の充実

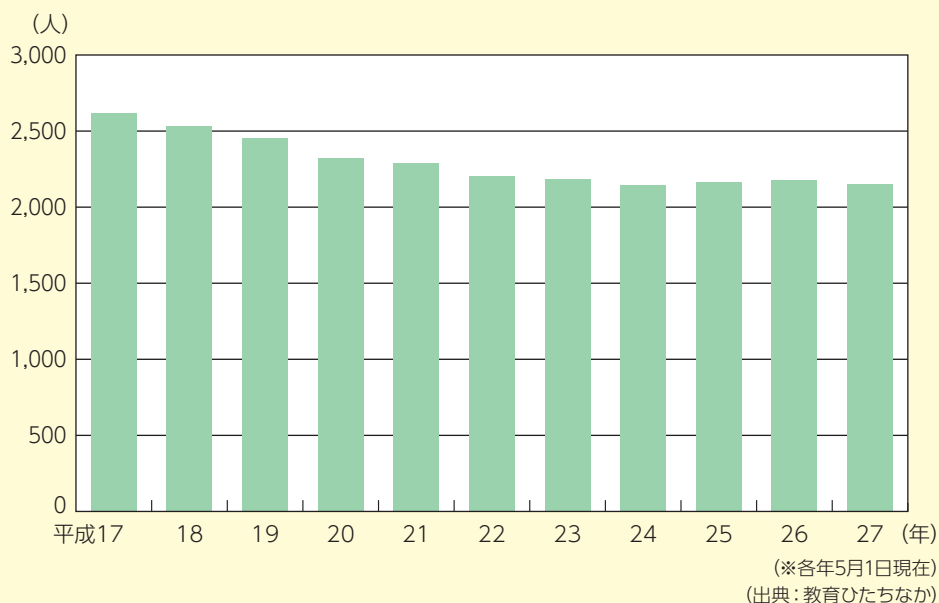
現状

- 公立幼稚園は市内に10園あり、園児数は計365人、利用定員の40.1%となっています。
- 私立幼稚園は市内に6園あり、園児数は計1,786人、利用定員の94.5%となっています。
- 公立幼稚園は、4・5歳児を対象としており、保育時間は午前9時から午後2時となっています。私立幼稚園は、3歳児からの3年保育であり、朝・夕の預かり保育を含めた保育時間は、午前8時から午後6時となっており、英会話やサッカー教室などの課外活動も実施されています。

課題

- 夫婦共働きやひとり親家庭の増加に伴い、3歳児からの保育需要が増えており、保育所や私立幼稚園への入園希望が多く公立幼稚園の利用者が減少しているため、公立幼稚園の役割やあり方について検討する必要があります。
- 発達に課題があるなど特別な支援を要する子供の保護者は、公立幼稚園を選ぶ傾向にあるため、受入体制を整備する必要があります。
- 公立幼稚園の施設は、その多くが築40年以上であり、老朽化が進んでいます。

園児数の推移



取組方針

- 公立幼稚園においては、小学校以降の教育活動へスムーズに移行できるよう、基本的な生活習慣、生活規律や学習に対する態度を身に付けるなど、教育内容の充実に取り組みます。また、保護者の子育て支援として研修会や相談事業を実施するほか、地域との連携を推進し、幼児が伸び伸びと育つ教育環境づくりに取り組んでいきます。
- 発達に課題があるなど、特別な支援を要する園児に対しては、幼稚園介助員を適切に配置するとともに、みんなのみらい支援室との連携強化を図りながら、体制の整備に努めていきます。
- 入園者の減少が続く公立幼稚園においては、私立幼稚園や保育所との役割分担も含め、その役割やあり方を検討していきます。

主な取組

- ▶ 教育内容の充実（小学校教育との連携強化）
- ▶ 子育て支援の充実（保護者との交流事業）
- ▶ 地域社会と連携した幼児教育の推進
- ▶ 子供の発達等に応じた支援（障害児・外国籍幼児教育の充実）
- ▶ 幼稚園施設の整備（幼稚園施設整備改修事業）

役割



- 教員の研修
- 地域社会との連携
- 小学校との連携
- 障害児教育の充実
- 幼稚園関係者評価
- 施設の整備・修繕
- 保護者との交流



- 幼稚園事業への参加・協力

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
幼稚園関係者評価アンケート※各項目で「そう思う」と評価した者の割合	平成26年度実施分集計 12項目中60%未満 5項目	全項目で 60%以上

用語解説

※ 幼稚園関係者評価アンケート
保護者への幼稚園の充実度等に関するアンケート。回答の4つの選択肢のうち、「そう思う」は最も評価が高いもの。

IV-3

3 放課後児童対策

現状

- 公立学童クラブについては、小学校4年生までの児童を対象に、余裕教室等を活用しながら、市内20校31クラブで実施しています。
- 民間学童クラブは、市内10施設11クラブで実施しており、運営の支援をしています。
- 小学生を対象に、学習やスポーツ、文化活動、交流活動などを行う放課後子供教室は、地域とも連携しながら、4校で実施しています。

課題

- 余裕教室の確保が困難であり、待機児童が発生しています。
- 公立学童クラブの支援員は、有償ボランティアとしての位置付けであり、担い手の確保が困難になっています。
- 障害児の利用が増加しており、受入体制の確保が求められています。
- 開設日及び時間の延長や対象学年の拡大などのニーズが高まっています。
- 放課後子供教室の実施校が、20校中4校と少ない状況です。



学童クラブでの様子



取組方針

- 学童クラブの待機児童の解消を図るため、学校と連携して余裕教室などを基本とした実施場所の確保に努めます。
- 公立学童クラブの支援員確保を図るため、雇用形態・労働条件について検討するとともに、支援員の研修機会を提供し、資格の取得及び能力の向上を図ります。また、障害児に対応できる専門的な知識を持った支援員の確保についても検討します。
- 公立学童クラブの開設日の拡大等について検討していくとともに、放課後の児童の居場所を増やすため、放課後子供教室の新設に取り組みます。

主な取組

- ▶ 放課後児童対策事業
- ▶ 放課後子供教室

役割



市

- 放課後児童の安全安心な居場所の提供
- 学童クラブの充実



市民

- 地域住民等の参画

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①学童クラブの待機児童数	64人	0人
②放課後子供教室の開設数	4校	6校

IV-4

1 学校教育の充実

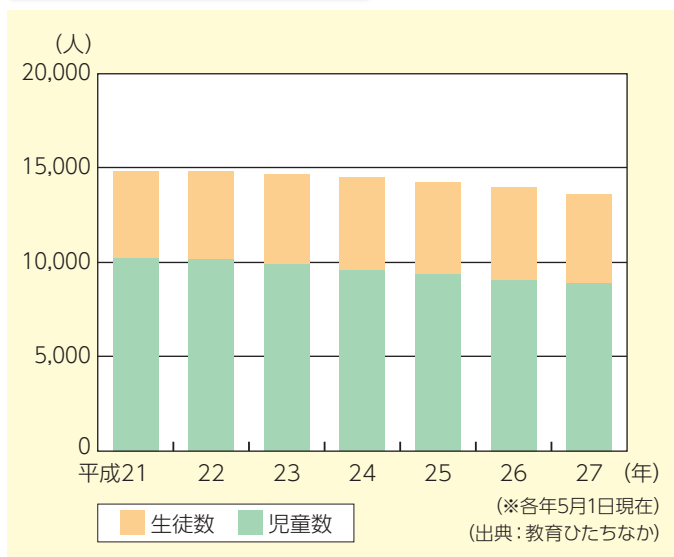
現状

- 児童・生徒一人一人に基礎的・基本的な力が身に付くよう、学ぶ楽しさや喜びを実感できる授業づくりに努めています。
- 障害のある児童・生徒の特性や発達段階等を考慮して、自立や社会参加ができるよう、一人一人に応じた適切な支援に努めています。
- 児童・生徒の実態を把握して、教科等の専門的知識や広く豊かな教養を基盤とした実践的指導力の向上に努めています。
- 児童・生徒が学習や運動にのびのびと取り組めるよう、安心・安全な教育環境の整備を進めています。

課題

- 学ぶことが楽しく、感動や笑顔に満ちた学校づくりを推進するとともに、自ら学び考え問題を解決する確かな学力を育てていく必要があります。
- 障害のある児童・生徒が増加している中、それぞれの特性を考慮した支援体制を充実させる必要があります。
- 社会の変化や課題に対応できる児童・生徒を育成するため、教職員の実践的指導力の向上を図る必要があります。
- 教育設備・備品の充実について計画的に進める必要があります。

児童数・生徒数の推移



取組方針

- 少人数指導, ティーム・ティーチング[※], 教科担任制, 外部人材(コミュニティゲスト)の活用など, 一人一人の子どもに応じたきめ細かな指導体制を整え, 体験的な学習や, 発展学習, 補充学習など多様な学習活動の充実を図り, 将来の社会生活を主体的に切り開くことができる「生きる力」を養っていきます。
- 障害のある幼児や児童・生徒に対しては, 適切な就学を支援する学校介助員の配置や就学相談の実施などとともに, 外部関係機関との連携・協力体制を確立して支援体制の充実を図ります。
- 教育の今日的な課題や教職員からの研修に対するニーズを踏まえ, 教職員の研修を計画的・継続的に進めます。
- 年次的な計画に基づき, 教育設備や備品の整備・充実に取り組みます。
- 「総合教育会議」[※]において, 教育の現状や教育委員会で問題となっている事案について市長部局との情報の共有化を図ります。また, 学校教育に関する様々な問題などについて, 教育委員会と市長部局が一体となって問題の解決を図ります。

主な取組

- ▶ 研究推進校事業, スマイルスタディ・サポート事業[※], わくわくサイエンス・サポート事業[※]
- ▶ 確かな学力育成事業(学校訪問指導の実施, 学力向上研修事業, 学びの広場サポートプラン事業など)
- ▶ 学校介助員配置事業, 教育支援委員会の計画的な開催
- ▶ 教職員研修事業, 教育課題調査研究事業, 教職員の校内研修の充実
- ▶ ICT機器整備事業
- ▶ 学校給食の充実
- ▶ 総合教育会議の充実

用語解説

※ **ティーム・ティーチング**

複数の教員がチームを組み, 役割分担を行いながら生徒一人一人にきめ細かい指導を行う授業形態。

※ **総合教育会議**

平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により, 全国の地方公共団体で設置された会議。首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有して執行できるよう, 教育行政の大綱や重点的施策等について協議・調整を行う。

※ **スマイルスタディ・サポート事業**

市独自の非常勤講師「スマイルスタディ・サポーター」が, 各学校個別の教育課題への対応ときめ細かな指導の充実を図るとともに, 市研究推進校事業など推進する事業。

※ **わくわくサイエンス・サポート事業**

科学に関して専門性のある地域人材をサイエンス・サポーターとして小学校に配置し, 理科の授業での観察・実験の補助などによる授業の充実を図るとともに, 児童の理科に対する興味・関心を高めることを目的とした事業。

IV-4

2 教育相談活動の充実

現状

- ひたちなか市教育研究所では、相談員が児童・生徒や保護者、教職員などから学校や家庭生活に関する相談に対応しています。特に、いじめや不登校に関する相談にはカウンセリングアドバイザーが対応しています。
- 不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、教育研究所に適応指導教室*「いちよう広場」を開設しています。
- 心の教室相談員*などを学校に配置し、欠席が長期にわたる児童・生徒に対して、家庭訪問などを行い、不登校の解消のために取り組んでいます。

課題

- 児童・生徒の不登校や学校や家庭での生活などに関する相談件数は増加する傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しています。解決までの長時間化や対応が困難なケースも増加しており、関係機関などとの連携が必要となっています。
- 全国的に小学生の不登校児童数が増加しており、本市においても同様の傾向が見られるため、早期に対応する必要があります。
- 児童・生徒の抱える様々な問題を解決するためには、心の教室相談員などの活用に加え、学校や保護者、関係機関との連携が必要となっています。



ひたちなか市教育研究所



取組方針

- 児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、教育研究所の教育相談体制の充実を図るとともに、学校や関係機関と連携し、問題解決に取り組みます。
- 適応指導教室「いちよう広場」を開設し、不登校児童・生徒の学校復帰への支援と、社会への自立と適応力を養うための支援を行います。
- 心の教室相談員、心のサポーター^{*}、絆サポーター^{*}などを学校に配置し、教育相談活動や引きこもり傾向にある児童・生徒への支援に取り組みます。

主な取組

- ▶ 教育研究所の教育相談事業
- ▶ 適応指導教室「いちよう広場」の設置
- ▶ いじめ・不登校相談センターの設置
- ▶ 心の教室相談員配置事業、心のサポーター配置事業、絆サポーター配置事業

用語解説

※ 適応指導教室

主に心理的な理由で登校できない児童・生徒を対象に、学校生活への復帰を支援する教室。

※ 心の教室相談員

教員経験者や心理学を専攻した相談員で、小中学校に配置され、児童・生徒や保護者の学校生活に対する不安や悩みの相談に応じている。

※ 心のサポーター

心理学を専攻している大学生・大学院生で、不登校傾向にある児童・生徒に家庭訪問等を通じて支援を行う。

※ 絆サポーター

不登校傾向にある児童・生徒の減少のために設定するモデル校に配置される支援員で、相談室を利用した学校生活への復帰支援や家庭訪問などを行う。

IV-4

3 特色ある学校づくり

現状

- 各学校では、児童・生徒の実態や地域の特性を踏まえて作成した学校運営の全体構想に基づいて教育活動を推進しています。
- 学校評議員^{*}など地域からの意見を活かした学校運営に努め、学校公開や学校ホームページ等を活用して地域への情報提供を行うことなどにより開かれた学校づくりに努めています。
- 少子化の進行に伴い児童・生徒数が減少し、学校の小規模化、複式学級^{*}化が進んでいます。

課題

- 学校の教育目標や教育計画、活動状況などを保護者や地域住民に公開し、適切な改善を図りながら学校運営を行う必要があります。
- 保護者や地域住民からの学校運営に関する意見を聞き取る機会を設けるとともに、積極的な情報提供を推進する必要があります。
- 小中連携教育や学校の統廃合による規模の適正化・適正配置を推進するとともに、小中一貫校を設立するなどして、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨する環境を整備する必要があります。



授業の様子

取組方針

- 学校と家庭や地域が連携し、将来を担う子どもたちが地域に学び、地域の良さを体験できるようにします。また、地域社会と協働して、身近にある豊かな教育資源を有効に活用しながら、創意工夫のある教育活動を展開します。
- 学校から保護者や地域住民への情報提供を積極的に行うとともに、学校評議員会や学校関係者評価委員会などを活用して、地域住民の意見を活かした学校運営の改善と発展を目指します。
- 小中連携については、市校長会等による学習指導及び生活指導に関する情報の共有化等のこれまでの取組を充実させるとともに、学校の統廃合による規模の適正化・適正配置及び小中一貫校の設置については、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら取り組めます。

主な取組

- ▶ 開かれた学校づくり推進事業
- ▶ コミュニティゲスト事業、部活動外部指導者支援事業
- ▶ 学校評価による学校運営の改善と発展
- ▶ 小・中学校の適正規模化、小中一貫教育の導入、通学区域の再編成

役割

市

- 地域人材を積極的に活用できる事業施策の実施

市民

- 学校教育活動への参加・協力

用語解説

※ 学校評議員

地域住民の学校運営への参画の仕組みとして、学校教育法施行規則に基づき学校の設置者が委嘱して配置する者で、校長の求めに応じて、学校の教育目標や計画、地域との連携の進め方などの学校運営に関して意見を述べることができる。

※ 複式学級

小中学校において二つ以上の学年の児童・生徒を一つに編成した学級。

IV-5

1 人材育成の推進とまちづくりとの連携

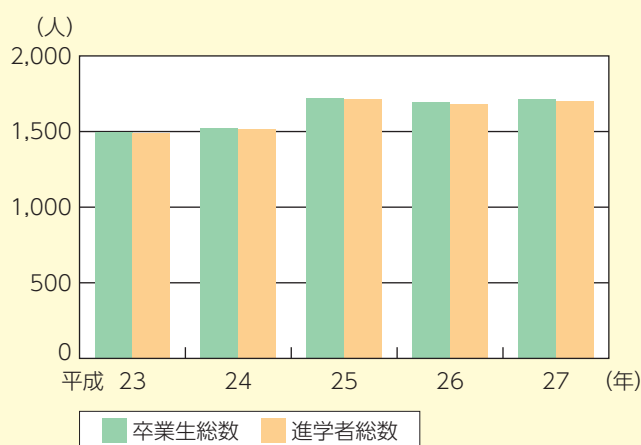
現状

- 本市には、高等学校が5校設置され、普通科のほか、工業、商業、水産業に関する学科など多彩な学習課程が展開されているとともに、本市唯一の高等教育機関*として茨城工業高等専門学校が設置され、専門的な知識・技術を有する人材を育成しています。
- 市と茨城工業高等専門学校との間において、平成22年12月に包括的な連携協力に関する協定を締結し、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進しています。
- 地域活性化や健康づくりの推進、災害対策をはじめとしたまちづくりの分野などにおいて、大学等との連携・協力を進めています。

課題

- 高等教育機関が有する専門的な研究成果や知見、学生の活動をまちづくりに活かしていく必要があります。

高校への進学状況



(※卒業生総数は各年3月現在, 進学者総数は各年5月現在)
(出典: 教育ひたちなか)



高校生会の活動の様子



ティーンズロック

取組方針

- 茨城工業高等専門学校の有する知的資源を活かした地域企業への技術支援など産学官連携の取組を強化するとともに、市と茨城工業高等専門学校との間で締結した包括的な連携協定に基づき、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進します。
- 大学等の高等教育機関と連携して、大学等の有する専門的な研究成果や知見、学生の活動などをまちづくりに活かす取組を進めます。
- 社会情勢の変化に対応し、地域に必要な人材を育成する観点から、医療や看護・介護の分野、ものづくりの高度な技術の集積や工業系の教育機関の立地を背景とした理工系の分野などの人材を養成する、特色ある大学や研究機関、研修機関、専門学校等の誘致を検討します。
- 教育の機会均等と有為な人材育成のため、経済的な理由により修学が困難な学生などに対して学資を貸与します。

主な取組

- ▶ 茨城工業高等専門学校との連携
- ▶ 大学とのまちづくりなどに関する連携
- ▶ 高校生を中心とするティーンズロック※実行委員会の運営支援
- ▶ 高校生会による、各種まちづくりイベントへの参加協力
- ▶ 奨学資金貸与事業

役割

市

- 連携事業の企画, 提案

事業者等

- 知的資源の提供
- 連携事業への参加

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
茨城工業高等専門学校との連携事業数	12事業	14事業

用語解説

※ 高等教育機関
学校教育法上の大学院、大学、短期大学、高等専門学校等の総称。

※ ティーンズロック
ひたちなか青年会議所が「高校生の高校生による高校生のための音楽祭典」として毎年夏に主催する全国高校生アマチュアバンド選手権。

IV-6

1 青少年の健全育成

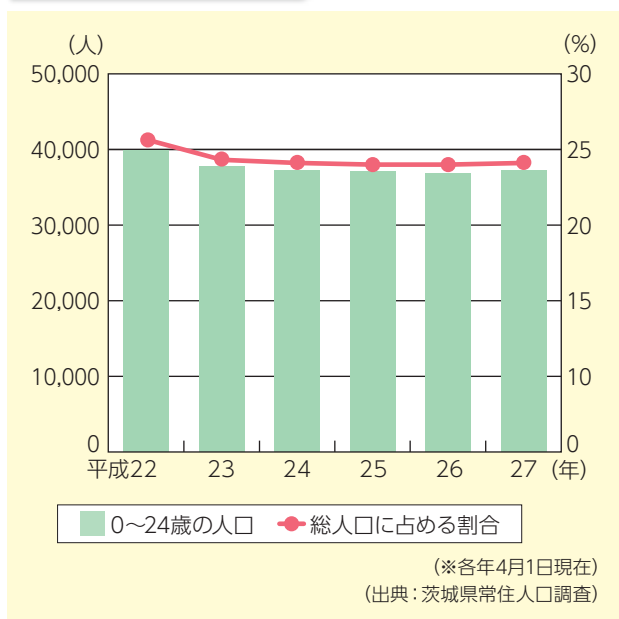
現状

- 近年、少子高齢化が急激に進展しており、本市においても総人口に占める24歳までの人口の割合は、平成22年の25.4%から、平成27年には24.1%に減少しています。
- 青少年の意識や行動が著しく変化し、家庭や地域の教育力の低下、インターネットにおける有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く環境はますます複雑化しています。また非行や不登校、ひきこもりなどといった社会にうまく適応できない青少年も増加しています。

課題

- 社会に適応する力を付けるため、青少年が自ら考え、学び、問題を解決する資質や能力を養うなど経験を積むことが必要となっています。また、家庭、学校、地域及び青少年団体が連携しながら、青少年の健全な育成のための環境づくりに努めるとともに、青少年が社会的経験を積む機会の拡大などに取り組んでいくことが求められています。
- 青少年の意識や行動が著しく変化しているため、相談事業の手法について検討する必要があります。

青少年人口の推移



洋上学習

取組方針

- 青少年が、社会性や自立心を身に付けるため、多くの人との交流や様々な体験、ボランティア活動などを通して、社会的な役割を果たすことの意義を理解する機会を提供していきます。
- 悩みや困りごとへの対応と、非行や問題行動を未然に防止するための相談・指導体制の充実を図ります。

主な取組

- ▶ 洋上学習・自然体験キャンプ事業
- ▶ 青少年団体への支援
- ▶ 青少年相談事業（電話相談・街頭指導）

役割

市

- 体験事業などの企画提供
- 多くの人々と交流する機会の提供
- 青少年団体への支援
- 相談・指導体制の強化

市民

- 地域社会における青少年との交流

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
高校生会※派遣件数	39件	45件

用語解説

- ※ 高校生会
市内に居住し、又は市内の高校に通学する高校生で構成され、子ども会の行事の補助や、小学生を対象とした市主催行事に指導員として参加するなど、子どもたちのためのボランティア活動を中心に活動している団体。

IV-7

1 生涯学習の推進

現状

- 市民大学は、大学の公開講座と同水準の多様なテーマで開設しており、市民の生涯学習の場として定着しています。
- 生涯学習センター主催講座は、生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、アンケート結果等を取り入れた内容の講座を開設しています。

課題

- 受講生は、時間に余裕のある高齢者層が多いため、幅広い年齢層が受講しやすい日程や時間を検討する必要があります。
- 講座の内容は、主に受講生のアンケート結果等に基づくものとなっているため、受講していない方のニーズも確認していく必要があります。



市民大学の様子



取組方針

- 市民大学や生涯学習センター主催講座については、インターネットを利用したアンケートを行うなど、より広い範囲でのニーズ把握に努めるとともに、講座内容の充実を図り、幅広い年齢層の参加を促進します。
- 市民がコミュニティセンターなどの身近な施設において、講座、学級、講演会に参加できるよう、それぞれのニーズに対応した学習機会の充実に努めます。

主な取組

- ▶ 市民大学等運営事業
- ▶ 生涯学習センター主催講座
- ▶ 学習機会に係る資料・情報提供

現状

- 市立図書館（中央・佐野・那珂湊図書館）は、生涯学習の拠点として、図書や視聴覚資料、郷土資料などを収集、保存し、市民の趣味や教養、調査研究等に提供するほか、調べものや読書相談等のサービスを行っています。
- 平成26年度の市内3館の図書館への入館者数は、479,880人、利用登録者数が63,668人（市内58,729人・市外4,939人）であり、近年は横ばい傾向となっています。
- 子どもの読書活動を推進するため、読み聞かせのほか各種催事の開催や学校への「図書パック」の貸出などを行っています。
- 昭和40～50年代に建築された中央・那珂湊図書館は、バリアフリー化[※]への配慮が充分ではなく、老朽化も進行しています。また、インターネット環境などの整備が整っていません。

課題

- 図書館の開館日の拡大や開館時間の延長の要望を踏まえ、利用者の利便性の向上につなげるための運営の見直しが必要となっています。
- 高齢者に比べ利用頻度が少ない若年層の利用拡大を図る必要があります。
- 子どもが更に読書に親しむ環境づくりに向け、催事の工夫や関係機関との連携を深め、子ども読書活動の推進を図る必要があります。
- 中央・那珂湊図書館は、バリアフリー化への対応が充分ではなく老朽化も進んでいるため、早急に対策を講じる必要があります。



図書館での読み聞かせ

用語解説

※ バリアフリー化

公共の建築や道路、個人の住宅等において高齢者や障害のある人の利用にも配慮した概念。近年は、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

※ 図書パック

市内小学校と連携し、各教科の学習や調べ学習で活用できる関連図書資料を貸し出し、子どもの読書活動を推進する取組。

取組方針

- 市立図書館は、市民の教養と生活文化の向上を図るための生涯学習の拠点として、幅広い分野の図書や資料を収集し提供するため、内容の充実を図り魅力ある図書館を目指します。
- 「図書館の今後のあり方」に関する図書館協議会の答申に基づき、開館日の拡大や開館時間の延長などの運営の見直しを行い、利用者サービスの向上に努めます。
- 「ひたちなか市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するとともに、若年層の図書館の利用拡大に努めます。
- 図書館の施設や設備・機能の拡充を図るとともに、中央図書館の建替えを進めます。

主な取組

- ▶ 図書館休館日の縮小、開館時間の延長の検討
- ▶ 新図書館情報管理システムの導入及び構築
- ▶ 進学、就職などの情報提供、キャリアアップのための講座開設
- ▶ 講演会、教養講座や読み聞かせの会などの各種講座等の開催
- ▶ 小中学校を対象に調べ学習等に対応したテーマ別の「図書パック」※の貸出
- ▶ 施設のバリアフリー化対策、インターネット環境の充実、開架室や閲覧スペースの整備
- ▶ 中央図書館の建替えについての検討

役割

市

- 休館日の縮小、開館時間の延長
- 新図書館システムの導入
- 各種催事の開催
- 学校図書館支援事業の継続実施
- 施設・設備・機能の充実
- 中央図書館建替えの検討

市民

- アンケート調査回答
- 読み聞かせボランティアへの協力

事業者等

- 新システムの導入

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①入館者数	485,880人	515,880人
②蔵書冊数 / 視聴覚資料点数	454,500冊 14,700点	469,500冊 17,200点
③登録者数	64,300人	70,700人
④図書館資料貸出冊数	802,500冊	822,500冊

IV-8

1 スポーツ活動の充実

現状

- 体育協会、スポーツ少年団には多くの団体・会員が加盟し、コミュニティでのスポーツ大会の開催など、スポーツの推進に寄与する活動が行われています。また、総合型地域スポーツクラブ*では、教室・イベントが開催され、幅広い世代がスポーツ・文化活動を楽しみ、健康で生き生きと交流できる環境が形成されています。
- 総合運動公園等のスポーツ施設について、施設の老朽化が進んでいます。
- 各種スポーツイベントには、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者が活躍しています。

課題

- 総合型地域スポーツクラブは、現在、那珂湊地区を拠点としていることから、勝田地区の住民が気軽に参加できる地域でのクラブ設立に向けた機運を高めていくことが課題となっています。
- スポーツ施設について、安全確保のため計画的な改修が必要です。また、平成31年に茨城県で開催される国民体育大会（茨城国体）に対応するため、会場となる施設について早期に整備する必要があります。

市内の体育施設と利用状況（平成26年度）

単位：人

施設名	利用者数	施設名	利用者数
松戸体育館	128,007	西原公園グラウンド（第一）	14,205
那珂湊体育館	59,039	西原公園グラウンド（第二）	13,560
武道館	17,944	後野グラウンド（第一、第二）	12,792
津田運動ひろば	5,889	那珂湊第二野球場	10,675
佐野運動ひろば	14,152	総合運動公園	385,209
石川運動ひろば	64,618	那珂湊運動公園	44,891
津田テニスコート	16,699	石川町プール	13,704
佐野テニスコート	20,193	馬渡プール	1,899
石川テニスコート	15,165	枝川プール	914
六ツ野公園グラウンド	31,840	佐野プール	6,469
東石川第四公園グラウンド	4,030	大平クロッケーコート	7,696

（出典：スポーツ振興課）

取組方針

- 市民がそれぞれの役割を担って生涯スポーツを推進する体制を整備し、スポーツを通じた市民の健康づくりや相互交流、スポーツイベント開催による地域の活性化など、全ての市民が生涯を通じてスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。
- 体育協会・スポーツ少年団の加盟団体や総合型地域スポーツクラブの運営・活動に対し、会員数の増加を図りながら、継続的に支援を行うとともに、スポーツ指導者については、その育成や各種イベントでの活用を図ります。
- スポーツ施設については、計画的に改修・整備を行っていきます。また、茨城国体の会場となる施設については、早期に改修します。
- 茨城国体やオリンピック・パラリンピックの開催の機会も活用しながら、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

主な取組

- ▶ スポーツ・レクリエーション団体補助
- ▶ 総合型地域スポーツクラブ支援
- ▶ 総合運動公園施設改修事業、那珂湊運動公園施設改修事業、スポーツ施設整備事業
- ▶ 各種スポーツ指導者の活用、講習会の開催



総合運動公園

用語解説

- ※ **総合型地域スポーツクラブ**
 地域密着型スポーツクラブの総称。子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまでが参加でき、質の高い指導者の下、娯楽、競技力向上など個人のニーズに応じて活動できる複数種目型の総合的なクラブ。

現状

- 勝田全国マラソン大会は、近年、連続して参加者が増加しています。このため、平成28年1月に実施した第64回大会では安全面を考慮して定員を設けました。
- 三浜駅伝競走大会は、青少年の健全育成や健康づくり、地域の活性化に寄与しています。
- 本市のスポーツ施設は、県内でも有数の施設であり、毎年規模の大きい大会やプロスポーツの試合などが開催されています。

課題

- 勝田全国マラソン大会におけるランナーの安全確保のため、コース設定を検討する必要があります。また、交通規制による地域住民の負担に配慮する必要があります。
- 三浜駅伝競走大会については、参加チームに偏りがあるため、高校及び近隣市町村へのPRを強化する必要があります。
- 全国レベルの大会招致及びプロスポーツの誘致のため、魅力あるスポーツ施設として適切な維持管理に努める必要があります。



勝田全国マラソン



三浜駅伝競走大会

取組方針

- 勝田全国マラソン大会については、コース設定やランナーの安全確保などについて改善を検討します。
- 三浜駅伝競走大会については、開催内容やPR方法に改善を加えながら、大洗町との協力の下、継続して実施していきます。
- スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、観戦の機会を提供するため、各種スポーツ大会の招致に努めるほか、プロスポーツの試合の誘致活動を進めます。

主な取組

- ▶ 勝田全国マラソン大会支援事業
- ▶ 三浜駅伝競走大会支援事業
- ▶ 各種スポーツ全国大会等招致
- ▶ プロスポーツ等の誘致事業

IV-9

1 芸術・文化活動の充実

現状

- 文化会館の自主事業については、毎年演目やジャンルを工夫しながら芸術文化に触れる機会を広く提供しています。
- 芸術鑑賞会や伝統文化の継承事業については、継続的に取り組んでいます。
- 市芸術祭や文化協会総合発表会「春の祭典」を実施し、加盟団体の活性化につなげるとともに、市民が多様なジャンルの芸術・文化に参加する機会を提供しています。

課題

- 伝統文化の継承に係る事業については、より幅広い団体の参加の促進が課題となっています。
- 文化協会の加盟団体数は、団体構成員の高齢化などにより減少傾向にあります。



春の祭典

取組方針

- 文化会館の自主事業については、優れた芸術・文化団体の招致を継続するとともに、小中学校にプロの芸術家を派遣して演奏会や体験教室を実施するアウトリーチ事業等の実施により、市民や児童・生徒が芸術文化に触れ合う機会の充実を図ります。
- 子供たちの芸術鑑賞や伝統文化の体験，発表の機会を提供するとともに，文化協会による加盟団体の育成を支援し，文化協会の組織強化を図ります。

主な取組

- ▶ 文化会館自主事業運営事業
- ▶ 幼保小中学生芸術鑑賞会，伝統文化継承事業，子ども伝統文化フェスティバル開催事業
- ▶ 芸術祭開催事業
- ▶ 文化協会育成補助事業
- ▶ 文化会館等の維持補修

役割



- 芸術鑑賞，伝統文化の体験・発表の場の提供
- 文化団体の育成・支援



- 文化団体の運営

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
伝統文化継承事業を実施する学校数の増	11校	13校

IV-9

2 文化財の保護・活用

現状

- 本市には、虎塚古墳*や那珂湊反射炉跡*をはじめとする国・県・市指定文化財が66件あります。
- ひたちなか市文化財愛護協会加盟の15団体をはじめとする所有者及び保持者の協力を得て、文化財の保存・保護に努めています。

課題

- 文化財の恒久的な保存のため、計画的に保存対策を講じる必要があります。
- 魅力ある展示や講座、講演会を開催する必要があります。
- 文化財所有団体の構成員においては高齢化が進んでおり、後継者を育成する必要があります。

指定文化財一覧

種 別		指 定 区 分			
		国	県	市	計
有 形 文化財	建 造 物			3	3
	工 芸 品		5	4	9
	書 跡		1		1
	考 古 資 料		3	9	12
	歴 史 資 料			2	2
	小 計		9	18	27
無 形 文 化 財				2	2
民 俗 文化財	有形民俗文化財			2	2
	無形民俗文化財			7	7
	小 計			9	9
記 念 物	史 跡	2	2	11	15
	名 勝			3	3
	天然記念物		3	7	10
	小 計	2	5	21	28
合 計		2	14	50	66

(※平成27年6月1日現在)
(出典：教育ひたちなか)



那珂湊反射炉跡



虎塚古墳壁画

取組方針

- 貴重な文化財を後世に受け継ぐため、市民の協力を得ながら文化財の保護・保存を適切に実施します。また、郷土愛の醸成と文化財に親しむ環境の整備を図るため、保管する出土遺物や歴史資料の公開及び講座等を開催します。
- 文化財の適切な保護・保存や後継者育成のため、文化財保護に取り組む団体等を支援していきます。

主な取組

- ▶ 出土遺物の計画的な保存処理の推進
- ▶ 虎塚古墳壁画保存対策, 十五郎穴横穴墓群※の整備計画
- ▶ 史跡等の維持管理
- ▶ 出土遺物や歴史資料等の展示・活用
- ▶ 文化財愛護協会への支援

役割



- 文化財の調査・保護・保存
- 文化財の活用
- 文化財団体の育成



- 文化財所有者による維持管理
- 地域・NPO等による環境整備

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
市指定文化財の件数	50件	52件

用語解説

- ※ **虎塚古墳**
本郷川右岸の台地上に築かれた前方後円墳。古墳時代後期古墳の特徴を持ち、後円部に築かれた横穴式石室内に保存状態の良い彩色壁画が描かれている。
- ※ **那珂湊反射炉跡**
水戸藩が幕末に国防の手段として鉄製大砲を鋳造した際、大量の鉄を溶解するために建設された炉。1864年の争乱で

破壊されたが、その後昭和12年に現在の復元模型が作成された。

- ※ **十五郎穴横穴墓群**
古墳時代末期から奈良時代に、本郷川右岸の台地の崖面に露出する凝灰岩を掘り込んで築かれた東日本最大級の集団墓。

V やまぐちと潤いにあふれ 快適に暮らせるまちづくり



V-1

1 魅力ある街並みの形成

現状

- 本市では、平成24年7月に「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン^{*}」を策定し、計画的なまちづくりや街並みの形成に努めています。
- 本市は、平成27年3月現在で、全域が都市計画区域^{*}となっており、その内、市街化区域^{*}が41.7%、市街化調整区域^{*}が58.3%となっています。市街化区域については、用途地域が定められており、その他、高度利用地区^{*}、防火地域及び準防火地域^{*}、臨港地区、風致地区^{*}などが都市計画決定されています。
- 地区計画を16地区、約832.3haにおいて決定し、建築物の色彩の管理や緑化に努めており、建築協定^{*}が定められている地区もあります。
- 民間の開発行為や建築については、法令に基づいた適正な宅地開発指導、建築指導を行いながら良好な街並みの形成に努めています。
- 広告物については、「茨城県屋外広告物条例」に基づき適正な設置指導に努めています。

課題

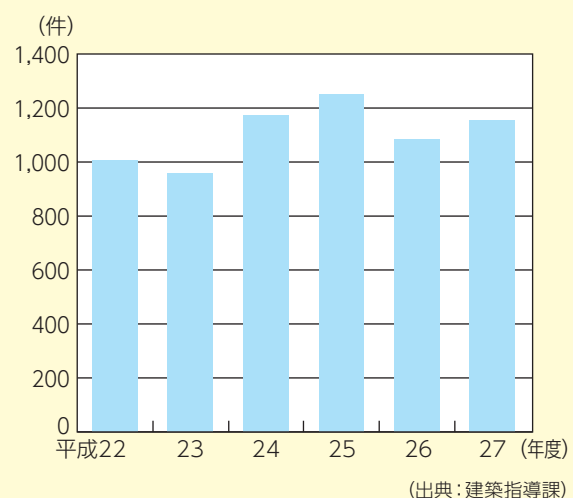
- 市街化区域・市街化調整区域については、茨城港常陸那珂港区の埋立事業等に関連し、適宜見直しを検討・実施するとともに、用途地域や必要に応じその他の地域地区についても適切に対応する必要があります。
- 土地区画整理事業の見直しに対応し、用途地域や地区計画を適切に変更する必要があります。
- 開発が進む地区等においては、土地利用の目的等に合わせて地区計画を策定する必要があります。
- 快適で安全に暮らせる都市を形成していくため、適正な宅地開発指導と建築指導を行っていく必要があります。

地区計画の決定状況

指定地区	面積(ha)	決定告示
東部第2	106.8	平成 8. 9. 10
西古内	28.1	
高野小貫山	21.8	
津田北部	37.6	
阿字ヶ浦	83.4	平成10. 3. 19
武田	48.7	平成12. 10. 4
六ッ野	104.9	
船窪	18.2	平成14. 10. 17
佐和駅東	55.2	平成15. 10. 14
勝田駅東口南	0.9	平成19. 4. 12
石川・青葉	28.2	平成19. 9. 3
勝田駅西口	4.1	平成20. 1. 22
西十三奉行団地	13.3	平成21. 4. 24
ひたちなか地区東部	121.3	平成22. 4. 30
ひたちなか地区西部	158.6	
コモンステージ春日町	1.2	平成25. 3. 1
計16地区	832.3	

(※平成27年4月1日現在)
(出典：都市計画課)

建築確認件数の推移



◎「地目別土地利用の推移」のグラフは、
V章末のページ(200ページ)に掲載しています。

取組方針

- 市街化区域・市街化調整区域については、計画的なまちづくりや市街地の整備事業等に対応し、必要に応じて見直しを実施するとともに、用途地域やその他の地域地区についても適正な管理や設定に努めます。
- 地区計画については、土地利用計画が定められた地区等への新規決定を行うとともに、土地区画整理事業の見直し地区については見直し後の事業計画に合わせて必要な変更を実施します。また、既決定地区については適正な管理・指導に努めます。
- 秩序ある市街地の形成と良好な居住環境の向上のため、関係法令に基づき、宅地開発指導や建築指導を適正に実施します。また、必要に応じ、建築協定や緑地協定※締結の指導を実施します。

主な取組

- ▶ 区域区分、地域地区の適正管理
- ▶ 地区計画の決定・変更及び適正管理
- ▶ 適正な宅地開発指導・建築指導
- ▶ 屋外広告物の適正な設置指導

用語解説

※ **ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン**

都市計画法の規定に基づいた市の都市計画に関する基本的な方針。市民協働によるまちづくりの推進を図るために都市計画の目標及び基本的な整備方針を定めている。

※ **都市計画区域**

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるものとして都道府県が指定する区域。都市計画区域に指定されると市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域等の地域地区、道路、公園等の都市施設、市街地開発事業等を定めることができる。

※ **市街化区域**

都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。

※ **市街化調整区域**

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域。

※ **高度利用地区**

都市計画法上の地域地区で、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築

物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。

※ **防火地域及び準防火地域**

都市計画法上の地域地区で、防火地域は耐火建築物又は簡易耐火建築物とする必要があり、準防火地域は大規模な建築物を不燃化する必要がある地域。

※ **風致地区**

都市計画法に基づき都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区。

※ **建築協定**

建築基準法に基づき、住宅地などの環境の維持増進を図るため、土地所有者などの全員の同意により、一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途などに関する基準を定めた協定。

※ **緑地協定**

ある程度まとまった規模の区域について良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者などの全員の同意により定められる、緑地の保全又は緑化に関する協定。

現状

- 勝田駅東口地区市街地再開発事業により、駅前広場などの公共施設整備と一体的に住宅、商業、業務機能が備わった複合ビルが建築されるなど、駅周辺の都市機能や交通ターミナル機能*の向上が図られました。
- ひたちなか総合病院の改築支援と合わせて、周辺の公園やバリアフリーに配慮した歩道などを整備し、病院を核としたまちづくりが進められています。
- 居住環境の向上とともに、民間の高層住宅の建築も進んだことから、中心市街地の人口が増加し、にぎわいの回復も図られつつあります。

課題

- 老朽化した公共施設が複数あるため、公共施設のあり方を検討し、再編整備を進めていく必要があります。
- 子育て支援など、新たなニーズに即した都市機能の整備が求められています。
- 高齢者や障害者等も安全に移動できるよう、バリアフリー化*を更に推進する必要があります。
- 中心市街地の生活拠点となる武田及び六ッ野地区については、健全な市街地を形成するため、都市基盤の整備を進める必要があります。



勝田駅東口 駅前広場



中心市街地

取組方針

- 中心市街地においては、医療、文教、商業をはじめとした多様な機能と住まいが融合した、良好なまちづくりを進めます。
- 子育て支援と多世代交流の拠点として、施設の更新の時期を迎えている生涯学習センター、青少年センターの機能を集約し、子育て支援機能も合わせた複合型の公共施設の整備を推進します。
- 中心市街地における公共公益機能のあり方について検討し、公共施設の再編整備を進めます。
- 誰もが安心してまちなかを歩くことができるよう、歩道の整備やバリアフリー化を進めます。
- 中心市街地の居住機能の強化を図るため、見直し後の事業計画に基づき武田及び六ッ野土地区画整理事業を進めます。

主な取組

- ▶ 子育て支援・多世代交流施設の整備
- ▶ 中央図書館の建替えについての検討
- ▶ 安全な歩行空間の整備
- ▶ 土地区画整理事業の見直し及び推進（武田及び六ッ野地区）

用語解説

※ **ターミナル機能**

交通の拠点として複数の鉄道やバスの路線を接続する機能。

※ **バリアフリー化**

公共の建築や道路、個人の住宅等において高齢者や障害のある人の利用にも配慮した概念。近年は、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

現状

- バランスのとれた都市構造を構築していくため、中心市街地をはじめ佐和駅周辺、那珂湊、ひたちなか地区といった拠点地区の整備を推進しています。

課題

- 佐和駅周辺については、西側は「佐和駅中央土地区画整理事業」による整備が完了し、都市機能の集積が進みつつありますが、東側は「佐和駅東土地区画整理事業」の進捗率が9.7%と低く、都市基盤の整備が不十分です。また、東側から佐和駅へのアクセス性が悪く、改善することが課題となっています。
- 那珂湊地区においては、県による本町釈迦町線の歩道整備や、湊公園への津波避難路の整備が進んでいますが、おさかな市場など観光客の避難路ともなり、周辺の渋滞の緩和も期待される和田町常陸海浜公園線の船窪土地区画整理事業による整備が課題となっています。
- ひたちなか地区開発と一体となる阿字ヶ浦土地区画整理事業、生活拠点地区を形成するための東部第1及び東部第2土地区画整理事業の見直しと事業の推進が課題です。



取組方針

- 佐和駅周辺の交通機能の充実を図るため、都市計画道路及び佐和駅東口の駅前広場の早期整備へ向けて、佐和駅東土地区画整理事業を見直して事業を推進するとともに、通勤通学者や駅利用者の利便性向上のため、佐和駅東西自由通路や駅舎の整備を進めます。
- 那珂湊地区については、地域住民及びおさかな市場への来訪者の緊急時の避難路となるとともに、おさかな市場周辺の渋滞を緩和するため、事業計画見直し後の船窪土地区画整理事業により和田町常陸海浜公園線の整備を進めます。
- ひたちなか地区開発と一体となる市街地を形成するため、見直し後の事業計画に基づき阿字ヶ浦土地区画整理事業を進めます。
- 生活拠点地区として良好な新市街地を形成するため、見直し後の事業計画に基づき東部第1及び東部第2土地区画整理事業を進めます。

主な取組

- ▶ 土地区画整理事業の見直し及び推進
(佐和駅東, 船窪, 阿字ヶ浦, 東部第1, 東部第2地区)
- ▶ 佐和停車場高野線・高場高野線の整備
- ▶ 佐和駅東口駅前交通広場, 佐和駅東西自由通路及び駅舎の整備
- ▶ 和田町常陸海浜公園線の整備

現状

- ひたちなか市と東海村にまたがる面積1,182haの広大な開発地であるひたちなか地区においては、「ひたちなか地区留保地利用計画」※に基づき、都市ゾーン、レクリエーションゾーン、産業ゾーン、港湾ゾーンの4つの地区ごとの方針による土地利用が進められています。
- 都市ゾーン内の総合運動公園と国営ひたち海浜公園に近接する国有地（新光町46番）※について国から無償で管理受託し、市民スポーツやイベントの実施、臨時駐車場等の用地として多目的に活用するため、一部を整備しています。
- レクリエーションゾーンに位置する国営ひたち海浜公園は、計画面積350haのうち199.5haが開園しています。草花のブランド化や大規模イベント等の実施、北関東自動車道の全線開通やPR効果などにより、外国人を含め多くの観光客が訪れています。

課題

- 都市ゾーンのうち昭和通り沿いの都市センターのエリアにおいては、コンベンション機能※、情報発信機能、交流支援機能等の誘導を目指してきましたが、商業施設の過度な立地が進み、当初計画した土地利用とは異なった姿になりつつあります。
- 都市センターのエリアの用地売却に伴う暫定駐車場活用地の減少、国営ひたち海浜公園や広域型商業施設への来訪者の増加等に伴い、国営ひたち海浜公園繁忙期や休日等を中心とした交通渋滞及びイベント時の駐車場不足が問題となっています。



用語解説

※ ひたちなか地区留保地利用計画

ひたちなか地区内にある留保地の取扱いについて、「原則留保、例外公用・公共的利用」から「原則利用、計画的有効利用」に国の方針が変更になったことを契機に、県、ひたちなか市及び東海村が定めたひたちなか地区の土地利用の方向性を示した計画。

※ 国有地（新光町46番）

ひたちなか市新光町内の国の所有地の一つ（約39.7ha）で、約12haが多目的広場として整備されている。

※ コンベンション機能

国内外の人々が行う各種大会や会議、見本市、イベントなどの催しを行うことができる会議場、展示場などの施設。

※ イノベーション

生産技術の革新・新機軸のほか、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の形成などにより経済成長がもたらされるとする概念。

※ 常陸那珂工業団地

ひたちなか市新光町において平成5年に県が造成した総面積85.9ha（分譲可能面積65.9ha）の工業団地。

※ 茨城港常陸那珂港区

全国102港ある重要港湾の一つ。北関東自動車道に直結するインフラ環境を活かして、迅速かつ環境負荷の少ない物流を実現できる港湾としての発展が期待されている。

取組方針

- ひたちなか地区については、「ビジネス&プレジャーの実現できる国際港湾公園都市」を目指した魅力あるまちづくりを実現するため、留保地利用計画や地区計画に基づき、国や県、東海村等と連携しながら、将来を見据えた土地利用を進めていきます。
- 都市ゾーンについては、交通ターミナルや多目的交流施設などのにぎわいや交流を創出する機能や、業務・研究開発・情報発信など新たなビジネスチャンスやイノベーション^{*}を創出する機能、人材育成機能などの誘導を促進します。
- 国から管理を受託している新光町46番の国有地については、市民スポーツの場、イベント・行事の会場、臨時駐車場など、市民の交流の促進やにぎわいの創出、健康づくりの拠点となる多目的な公園広場として整備・活用するとともに、ひたちなか地区全体の土地利用を見据え、用地の取得も視野に入れながら恒久的な利活用を検討していきます。
- レクリエーションゾーンに位置する国営ひたち海浜公園については、首都圏の広域的レクリエーション施設にふさわしい魅力ある観光交流拠点として整備を促進します。また、国営ひたち海浜公園の集客力を活かしたまちづくりを推進します。
- 県や国営ひたち海浜公園、道路管理者や警察等の関係機関と連携しながら、地区内の交通渋滞や駐車場不足への対策を推進します。
- 常陸那珂工業団地^{*}を中心とした産業ゾーンについては、地域経済の活性化を図るため、企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の創出や港湾の利用促進、関連産業の拡大につながるバランスの取れた業種の集積による生産拠点づくりを促進します。
- 港湾ゾーンについては、高速道路網に直結する茨城港常陸那珂港区^{*}の地理的優位性や広大な開発空間を活かし、物流・生産機能の集積を図り、首都圏の国際流通拠点づくりを促進します。
- ひたちなか地区周辺の国道245号東側（馬渡・長砂）地区については、ひたちなか地区開発の効果の波及に努めます。
- ひたちなか地区の歴史や開発状況等を広く周知するため、ひたちなか地区に関する情報発信を行っていきます。

主な取組

- ▶ 土地利用に関する関係機関との調整、協議
- ▶ 地区計画の決定
- ▶ 国営ひたち海浜公園の整備促進
- ▶ 茨城港常陸那珂港区の整備促進
- ▶ 「ひたちなか地区事業連絡協議会道路部会」への参画をはじめとした、渋滞や駐車場不足などの交通問題への対応
- ▶ 新光町46番の国有地の取得を含めた利活用の検討
- ▶ ひたちなか地区の歴史や開発状況、開発計画等の情報発信の推進

現状

- 高度成長期に整備された公共施設の老朽化が進んでいます。
- 中心市街地においては、民間から取得した遊休施設※を活用し、子育て支援機能や多世代交流機能等を併せ持つ複合施設の整備を進めています。
- 平成24年に県から取得した旧那珂湊第二高等学校については、周辺小・中学校の耐震化に伴う代替校舎として活用しながら、恒久的な利活用について検討しています。
- 旧ひたちなか市土地開発公社※の解散に伴い平成25年に市が取得した用地について、恒久的な利活用を検討しています。

課題

- 老朽化した公共施設や、公共施設の再編等により用途廃止となる施設、未利用地などについては、利用状況やニーズ等を踏まえ、そのあり方や利活用について検討する必要があります。

取組方針

- 長寿命化※を図る施設については、バリアフリー化の促進など誰もが使いやすい機能の充実に配慮しながら、計画的な維持管理や補修・改修を行います。
- 未利用の公共施設や施設の再編等により用途廃止となる公共施設、未利用地などについては、社会経済情勢や行政ニーズの変化等を踏まえ、地域からの意見もいただきながら、市民サービスの向上、地域活性化の観点から利活用を検討していきます。

主な取組

- ▶ 長寿命化計画に基づく公共施設の計画的な維持・補修の実施
- ▶ 旧那珂湊第二高等学校や旧土地開発公社所有地の利活用検討
- ▶ 再編等により用途廃止となる施設などの利活用検討

用語解説

※ 遊休施設

活用されないまま放置されている施設。

※ 旧ひたちなか市土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地の先行取得・管理を行うため設立された法人。長期にわたる地価の下落により、先行取得の必要性が失われ、その役割を終えたことから、平成25年3月に解散した。

※ 長寿命化

施設の使用期間を延ばすために、適切な維持管理と予防的な修繕により耐久性を保ちながら、対象となる施設の一部について再建設、部品交換などの整備を行うこと。

現状

- 土地区画整理事業については、地価の下落や宅地需要の減少に伴い、収支が大幅に悪化していることから、市施行の武田、佐和駅東、東部第1、東部第2、阿字ヶ浦、船窪及び組合施行の六ッ野の7地区について、都市計画道路や雨水排水施設の整備等の公共性の高い事業を優先することを基本に、現状道路の活用・家屋移転の削減等により全体事業費の抑制と事業期間の短縮を目指して、事業計画の見直しに取り組んでいます。このうち、六ッ野及び東部第1地区については、平成27年度末に見直しが完了します。

課題

- 見直しに当たっては、見直し方針や新たな計画案について、権利者の理解を得る必要があります。
- 権利者への説明会等の結果を踏まえ、各地区の現状に即した見直し作業に引き続き取り組む必要があります。また、見直しに伴う事業計画の変更や必要となる都市計画の変更等を実施する必要があります。

取組方針

- 全体説明会や個別説明会を実施し、見直し方針や新たな計画案について、権利者の理解を得ながら、事業の見直しに取り組めます。
- 武田地区については、良好な住環境を備えた中心市街地における生活拠点地区として見直し、整備を進めます。
- 佐和駅東地区については、見直しを進め、佐和駅の東口駅前広場及び接続する都市計画道路を最優先として整備します。また、東西自由通路及び駅舎の整備についても取り組めます。
- 事業の進捗率が高い東部第1地区については、宅地の安全性や緑地の保全に配慮して、大規模な盛土造成を予定していた縁辺部の斜面緑地を極力残すこととし、早期完了を目指します。
- 東部第2地区については、効率的な雨水排水を含めて計画を見直し、整備します。
- 阿字ヶ浦地区については、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸構想とも調整を図りながら、見直しを実施し、整備します。
- 船窪地区については、軟弱地盤への対応等を含めて見直しを進め、津波発生時の避難路となる和田町常陸海浜公園線整備を優先して整備します。
- 先行して見直しを行ってきた組合施行の六ッ野地区については、緑豊かな公園を有し、良好な住環境を備えた中心市街地における生活拠点地区として整備するため、見直し後の事業計画に基づく整備を支援します。

主な取組

- ▶ 土地区画整理事業計画の見直し
- ▶ 土地区画整理事業の推進

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
土地区画整理事業の見直し作業が完了した地区の数	2地区	7地区



◎「土地区画整理事業の状況」の表は、V章末のページ(200ページ)に掲載しています。

※ 土地区画整理事業
都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。

V-5

1 市道の整備

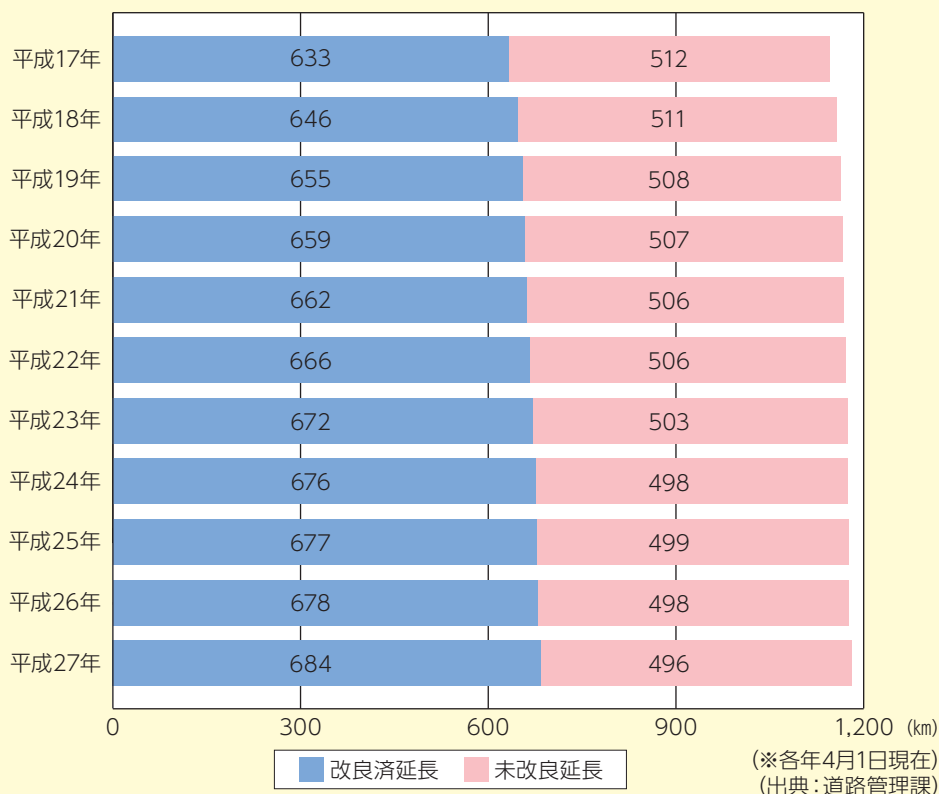
現状

- 市道については、平成26年度末で実延長約1,181kmのうち684km (58.0%) を改良し、901km (76.3%) を舗装しています。
- 道路網の骨格を形成する都市計画道路は、路線数74路線、総延長約190kmを都市計画決定し、平成26年度末で85.5%を整備しています。
- 橋梁については、道路法施行規則が改正され、5年に1度の点検が義務付けられました。平成25年度に市内全てとなる175橋の橋梁点検を行い、主要橋梁32橋について「ひたちなか市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。

課題

- 幹線道路については、円滑な都市活動を確保するため、渋滞や混雑の解消を目指すとともに、高齢者や障害者、歩行者や自転車の安全性にも配慮して整備に努める必要があります。
- JR常磐線東西の市街地間の円滑な交通の確保が課題となっています。
- 橋梁の点検については、点検手法が道路法施行規則改正により遠方目視から近接打音に変更されたことから、適切に対応していく必要があります。
- 一般市道の整備については、地域の実態や要望等を踏まえ、優先順位により進めていく必要があります。

市道の状況



取組方針

- 都市計画道路については、土地区画整理事業や街路事業により整備を進め、安全で円滑な交通を確保していきます。
- 一般市道については、緊急性・必要性などを総合的に勘案し優先順位を付け、地元との協議を十分に行いながら計画的に道路改良等を実施していきます。
- 橋梁については、長寿命化修繕計画において早めの補修等を行うことにより橋梁の長寿命化を図ることができる6橋を計画的に整備していきます。

主な取組

- ▶ 都市計画道路の整備（東中根高場線の県道昇格及び高場陸橋の4車線化検討，東石川高野線の整備，土地区画整理事業地内の都市計画道路の整備）
- ▶ 一般市道の整備
- ▶ 道路環境づくりの推進
- ▶ 環境美化里親制度[※]の推進
- ▶ 中心市街地及び拠点地区における歩道のバリアフリー化の推進
- ▶ 橋梁の安全点検及び老朽化，長寿命化への対応

役割

市

- 環境美化活動の実施

市民

- 環境美化里親制度への参加

事業者等

- 環境美化里親制度への参加

用語解説

※ 環境美化里親制度
市民が無償で市道等の里親になって、愛着を持ちながら清掃、緑化、除草等を行うとともに、道路や標識類の破損箇所がある場合に市への連絡を行う制度。

現状

- 国道6号については、水戸大橋を含めて市内全域4車線となっています。
- 国道245号については、市内延長9,450mのうち、平成26年度末で8,520mの4車線化工事が完了しています。湊大橋については、平成24年5月に上流側の2車線の架け替え工事を完了し、下流部の2車線の橋を架けるため、旧橋を撤去しています。
- 県道は、平成24年度末で路線数17路線、実延長約80kmのうち、92.1%を改良し、ほぼ100%を舗装しています。
- 国・県道については、広域路線を中心に朝夕の通勤時間帯、観光シーズンやイベント開催時等に渋滞が発生しています。

課題

- 国道245号の4車線化に伴い、2車線である湊大橋周辺の渋滞が激しくなっており、早期に4車線化を図る必要があります。
- 国道6号と県道那珂湊那珂線の交差する市毛交差点については、渋滞の発生が頻繁であることから県に対応を要請していく必要があります。
- 県道水戸那珂湊線については、ひたちなか地区と那珂湊市街地を結ぶとともに、風光明媚な景観が眺望でき、観光資源や史跡をつなぐ道路であることから、大型車の通行が困難な区間のある平磯・阿字ヶ浦間について拡幅整備を促進する必要があります。



4車線化された国道245号

取組方針

- 広域的な交流基盤及び災害時の安全な避難経路や輸送路として円滑な交通を確保するため、国道、県道の整備促進に努めます。
- 東中根高場線については、那珂川架橋を促進するとともに、水戸・勝田都市計画区域[※]の広域環状道路として県道への昇格を要望します。

主な取組

- ▶ 国道245号の4車線化及び湊大橋の4車線架け替えの促進
- ▶ 主要地方道水戸那珂湊線の整備促進
- ▶ 水戸勝田環状道路（東中根高場線）の那珂川架橋の整備促進と県道への昇格
- ▶ 主要地方道那珂湊那珂線の市毛交差点改良促進

用語解説

※ 水戸・勝田都市計画区域

水戸市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、茨城町及び東海村の全域並びに城里町の一部を範囲として県が指定した都市計画区域。

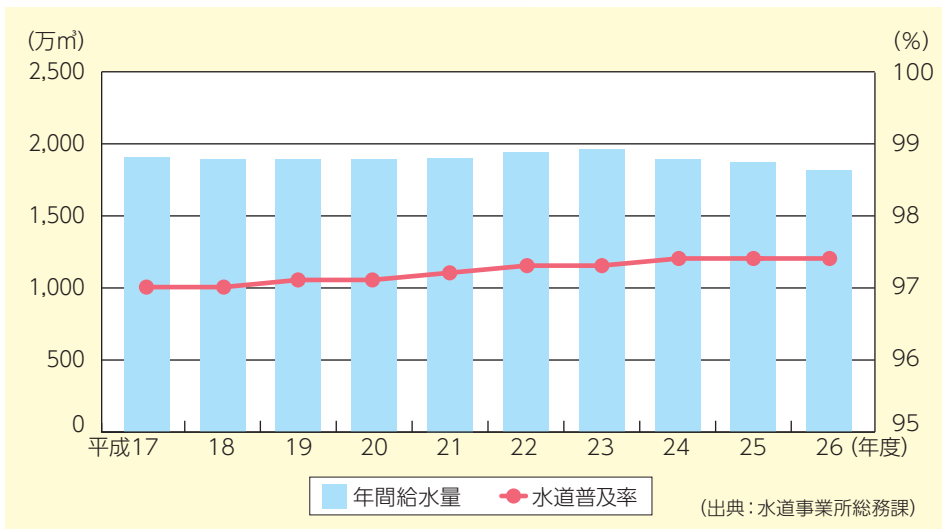
現状

- 地下水と県水を水源とする、湊系の配水施設を統廃合し、災害に強い施設に更新しました。
- 老朽化が進む上坪浄水場の更新に取り組んでいます。
- 事業拡張期に埋設された配水管が、法定耐用年数である40年を経過する時期を迎えています。

課題

- 水道事業の基幹施設である上坪浄水場は、建設後50年が経過し、老朽化が著しく現行の耐震基準を満たしていないことから、早期に更新を進める必要があります。
- 事業拡張期に埋設された配水管が、法定耐用年数である40年を経過する時期を迎えており、布設替え及び耐震化を進める必要があります。
- 水源から給水栓に至る水質事故のリスクに対応する監視体制の強化を図る必要があります。

年間給水量及び水道普及率の推移



取組方針

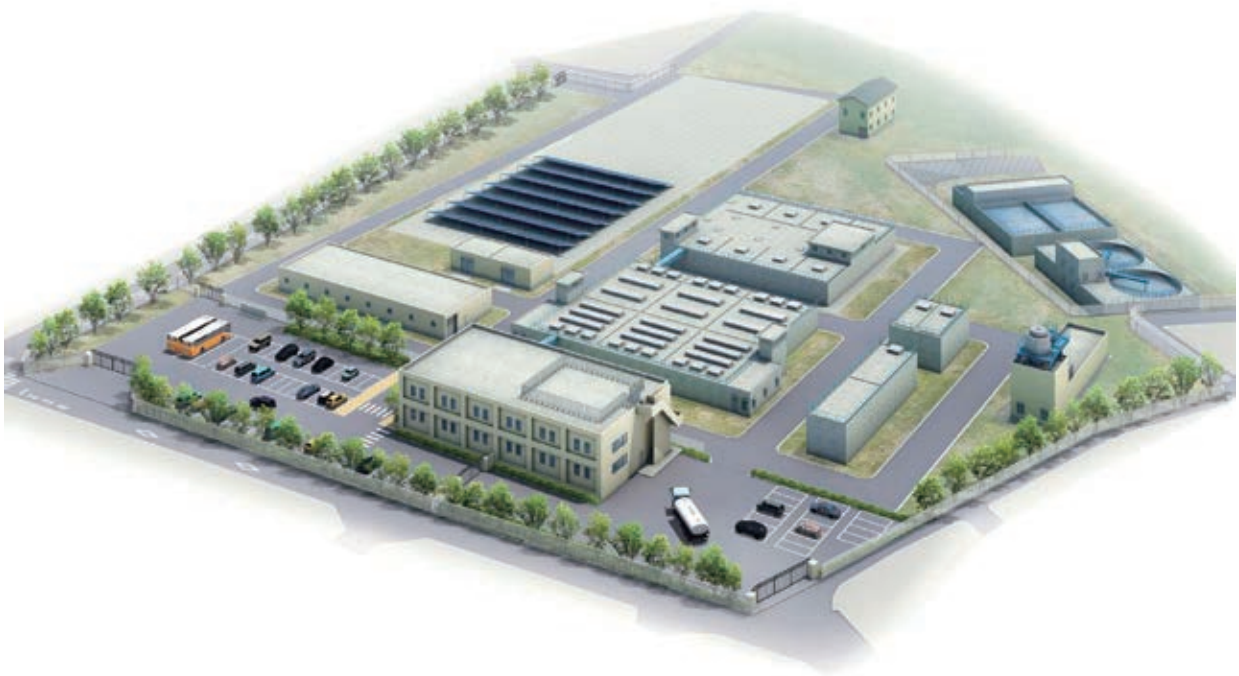
- 東日本大震災の経験から、災害時のリスク分散のため、那珂川からの取水、地下水取水、県水受水の3水源を引き続き活用するとともに、50年、100年後の将来を見据えた強靱な水道システムの構築を図ります。
- 安全な水道水を安定供給するため、水質監視体制を強化します。

主な取組

- ▶ 上坪浄水場の更新
- ▶ 配水管の布設替え(耐震化)
- ▶ 水質監視体制の強化

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①上坪浄水場の更新	詳細設計(第1期)	完成
②配水管の耐震化率	41.7%	47.0%



上坪浄水場の完成イメージ図

現状

- 平成26年度の年間配水量は1,814万 m^3 、給水人口は152,539人、普及率は97.44%となっています。
- 施設更新により増加する費用を賄うため、平成27年10月1日に水道料金を改定しました。

課題

- 給水人口や普及率は増加していますが、今後、人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要の減少が予想されます。
- 管路の耐震化も進めていかなくてはならないため、なお一層のコスト縮減や経営の効率化を図る必要があります。

取組方針

- 人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要の減少も予想されることから、引き続き、コストの縮減や経営の効率化、滞納整理の強化を図りながら、健全な事業経営に努めていきます。

主な取組

- ▶ 料金賦課徴収の効率化、滞納整理の強化
- ▶ 補助金や繰入金の活用
- ▶ 業務の民間委託の検討
- ▶ 資機材や技術の情報収集による建設コスト縮減

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
水道料金の収納率（過年度分含む。）	97.8%	97.8%の維持

現状

- 公共下水道は、全体計画面積5,140haを単独公共下水道*1,776ha及び流域関連公共下水道*3,364haの2つの処理区に区分して整備を行っており、平成26年度末の整備面積は単独処理区871.1ha (49.0%)、流域関連処理区1,210.9ha (36.0%)、合計2,082ha (40.5%)です。
- 下水道を使用できる人口割合を示す下水道普及率は平成26年度末で57.4%であり、平成27年度までの5カ年計画の目標値58%を達成する見込みです。
- 整備区域において公共下水道に接続している下水道接続率は、平成26年度末で地域別に勝田地区単独処理区96.5%、勝田地区流域関連処理区99.9%、那珂湊（流域関連）処理区59.6%です。

課題

- 東日本大震災の復旧工事を優先したことにより、老朽化した施設等の補修工事や処理水量の増加に伴う整備工事への対応が遅れています。
- 下水道接続率が特に低い地域については、接続率向上を図る必要があります。
- 下水浄化センターは、建設から40年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に維持補修を行っていく必要があります。
- 下水管きよについては、老朽化や硫化水素発生による腐食等に対応した維持補修を計画的に行っていく必要があります。

取組方針

- 下水道事業については、将来の財政運営を考慮し、下水道事業に係る市債残高を増加させない範囲での効果的な整備を基本とし、人口密度の高い地域を優先的に整備するなど効率的な整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。また、地域の実状に応じ、合併処理浄化槽との役割分担を図ります。
- 広報や戸別訪問などにより市民の理解を得ながら、下水道接続率を向上させるとともに、受益者負担金や下水道使用料の収納率向上を図ります。
- 下水浄化センター施設やポンプ施設、管きよなどの施設については、修繕・補修などを計画的に行い、適切な維持管理に努めます。

主な取組

- ▶ 経営の健全化
- ▶ 水洗化の普及・促進
- ▶ 受益者負担金・使用料の徴収向上
- ▶ 公共下水道管きよの整備・維持管理
- ▶ 下水浄化センターの整備・維持管理
- ▶ 那珂久慈流域下水道事業*への参画

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
下水道普及率	58.0%	61.0%

用語解説

- ※ 単独公共下水道
公共下水道のうち、終末処理場を有し市町村単独で処理を行う下水道。
- ※ 流域関連公共下水道
公共下水道のうち、流域下水道（幹線管きよと終末処理場の設置管理を都道府県が行い、二つ以上の市町村の公共下水道からの下水を収集して一括処理する下水道）に接続

する下水道。

- ※ 那珂久慈流域下水道事業
水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町の各一部、那珂市、東海村、大洗町及びひたちなか・東海広域事務組合の6市2町1村1組合を計画区域とし、那珂川及び久慈川の水質汚濁防止と生活環境の整備を目的として県が実施する流域下水道事業。

現状

- 地域の状況に即し、下水道事業、農業集落排水事業との役割分担を図りながら、合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽の撤去費用の一部を助成しています。
- 住宅の改築やトイレの水洗化に伴い、合併処理浄化槽への転換が進んでいます。

課題

- し尿以外の生活排水を処理しない単独処理浄化槽は、環境への負荷が大きいため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 合併処理浄化槽の維持管理及び法定検査の受検について、不十分なものが見受けられることから、適切に指導していく必要があります。

取組方針

- 地域の状況に即し、下水道事業等との役割分担を図りながら、合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽の撤去費用の一部を助成し、河川や湖沼、海域などの公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。
- 合併処理浄化槽等の適正な維持管理を促すため、茨城県の浄化槽メンテナンスステップアップフォロー事業に参画し、設置者への文書指導を行うとともに、設置者が個々に契約していた清掃・保守点検・法定点検を一括契約することができる「一括契約システム」の普及を図ります。

主な取組

- ▶ 合併処理浄化槽等整備促進助成事業
- ▶ 合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発

役割

市

- 合併処理浄化槽の普及啓発及び設置補助、単独処理浄化槽の撤去補助

市民

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- 浄化槽維持管理及び法定検査受検の徹底

事業者等

- 浄化槽維持管理受託内容の適正履行



※ 合併処理浄化槽
し尿と台所や風呂などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

現状

- 農業集落からの生活排水を処理する施設を整備した東中根地区及び西中根地区において、施設の維持管理を行っています。

課題

- 西中根地区は平成3年、東中根地区は平成15年に供用が開始されていることから、施設の一部において、老朽化による修繕箇所が増加傾向にあり、将来の修繕に対する財源の見通しを明確にする必要があります。
- 国・県から施設の長寿命化対策の取組を求められています。

取組方針

- 農業集落からの生活排水の処理施設の適切な維持管理により、農村地域における衛生的な環境の確保に努めます。
- 供用開始後20年を経過した地区の機能の状態や、劣化の過程及びその原因を調査し評価を行う機能診断の実施割合を、平成32年度に10割とする国の指標に対応できるよう取り組みます。

主な取組

- ▶ 施設の適切な維持管理
- ▶ 最適整備構想※策定及び機能診断調査に向けた調査検討と機能診断の実施

役割

市

- 施設の適切な維持管理

市民

- 施設の適切な使用と、管理組合の事業への参加

事業者等

- 日常の適切な維持管理
- 緊急時の迅速な対応

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
機能診断調査の実施	未実施	100%

用語解説

※ 農業集落排水

農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の汚水処理施設などを整備することによって、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を行う事業。

※ 最適整備構想

過去に整備した農業集落排水施設を対象として、機能低下状況等を的確に把握するための「機能診断」を実施し、その結果に基づく施設の健全度評価により、経済的かつ合理的な施設の長寿命化・更新整備を定める計画。

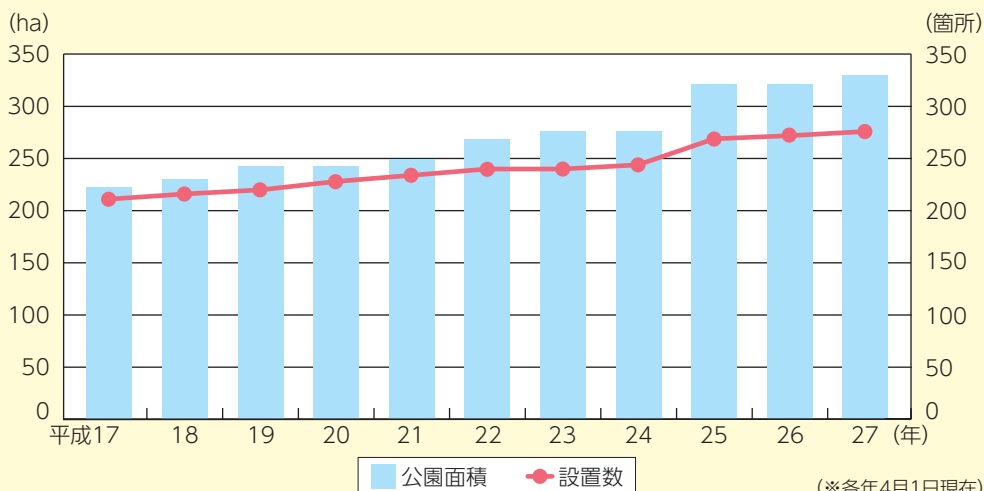
現状

- 子どもからお年寄りまでが安全に利用できる身近な街区公園を中心に整備を進めており、平成26年度末では供用開始が276公園、面積が3,297,625㎡、市民一人当たり公園面積20.71㎡となっています。
- 年次的に新設公園を整備していますが、土地区画整理事業により用地を確保した未整備の公園が約40箇所となっています。

課題

- 計画的な改修・更新や維持管理に努めているものの、公園の施設や遊具の老朽化が進み、改修・更新の必要な施設が多数あります。
- 健康志向の高まり等に伴い、年々公園や施設などの整備の要望が増加・多様化しています。
- 地域等との協働事業も交えて公園の維持管理に努めていますが、公園数や管理面積の増加に伴い、維持管理の費用や除草作業等の負担が増加しています。

公園面積及び設置数の推移



(※各年4月1日現在)
(出典:公園緑地課)

取組方針

- 「ひたちなか市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に公園施設の改修・更新を行います。また、新たな公園の整備に当たっては、計画時から地域と協議を行い、地域のニーズに即した公園整備に努めます。
- 未整備の街区公園については、対象公園の周辺人口や地域要望等を踏まえながら、暫定的な整備も含めて優先順位を定め、整備を進めます。
- 県が行う中丸川の改修事業に合わせ、市民の憩いとやすらぎの場となる親水性中央公園※の整備を進めます。
- 六ッ野土地区画整理事業の見直しに合わせて、六ッ野スポーツの杜公園を整備します。

主な取組

- ▶ 街区公園の整備
- ▶ 公園施設の改修・更新の推進
- ▶ 親水性中央公園の整備
- ▶ 公園施設点検の実施、修繕
- ▶ 六ッ野スポーツの杜公園の整備
- ▶ 国営ひたち海浜公園の整備促進

役割

市

● 公園整備、公園の維持管理

市民

● 公園管理団体による維持管理

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
公園整備数	各年3箇所	各年3箇所



用語解説

※ 親水性中央公園

水辺の景観や自然などに近づきやすく、また直接触れ合うことで水に親しみを感じられる憩いの場として、中丸川多目的遊水地事業と合わせて整備される公園。

現状

- 本市は、台地縁辺部や中小河川沿いの斜面緑地を中心に、風致地区として10地区330.9haを指定しています。また、「ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例」に基づき、緑の保存地区として10地区208.4haを指定しています。
- 公共公益施設等の緑化については、施設敷地への樹木や花の植栽に加え、街路樹等の植栽に努めるとともに、市民団体との協働による道路の植樹柵等への花植えを推進しています。
- 民有地については、「緑地確保基準」*に基づく緑地の確保の指導や、生垣設置の助成、記念樹の配布を行うとともに、名木、古木などの貴重な樹木を保存樹木として指定し、市街地における緑の保全や緑化に努めています。

課題

- 都市化の進展により減少傾向にある市街地の緑や貴重な樹林地、水辺緑地などを保全する必要があります。

風致地区・緑の保存地区の指定状況

指定地区	風致地区面積 (ha)	緑の保存地区面積 (ha)	決定告示
津田市毛	12.1	5.3	平成11.11.22
市毛堀口武田	9.2	4.8	
勝倉金上三反田	20.9	14.4	
三反田美田多	21.1	14.4	平成13.1.11
大平柳沢	25.8	17.8	
馬 渡	57.8	33.1	平成13.11.29
平磯北	12.0	4.1	平成14.10.17
部田野新堤	42.0	19.9	平成16.1.22
高 野	88.0	62.5	平成17.11.17
佐和稲田	42.0	32.1	
計10地区	330.9	208.4	

(※平成27年4月1日現在)
(出典：公園緑地課)



取組方針

- 市内に残る山林や水辺地等を風致地区、緑の保存地区に指定して保全を図るとともに、事業所等の緑化、生垣設置の助成や記念樹の配布などによる市街地の緑化を通じて、緑あふれるまちづくりを推進します。

主な取組

- ▶ 風致地区や緑の保存地区の指定
- ▶ 生垣設置への助成
- ▶ 保存樹木の指定
- ▶ 市民への緑地・緑化に対する意識啓発及び事業者への緑化指導

役割

市

- 緑化推進及び緑地の保全のための規制、指導
- 市民、事業者への緑化及び緑地に対する啓発及び助成
- 公共公益施設の緑化

市民

- 住宅地の緑化、山林等緑地の管理

事業者等

- 緑地確保基準に基づく事業所等の緑化

用語解説

※ 緑地確保基準

「ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例」で定める敷地面積に対する緑化率。

現状

- 「ひたちなか市第2次環境基本計画」に定める目指すべき環境像の実現に向けた取組を推進するとともに、「ひたちなか市の環境を良くする会」等の環境保全団体との協働により、環境講座、環境シンポジウム等の啓発活動を実施しています。
- 市民参加による地域や海岸などの清掃活動等を通じて、環境保全・環境美化の啓発に取り組んでいます。

課題

- 協働による施策を推進するため、より幅広い市民や事業所の環境保全に関する興味・理解を得ていく必要があります。
- 温室効果ガス^{*}の排出抑制、自然保護や環境保全活動等の重要性を周知し、取組意欲の向上を図ることができるよう、更なる意識啓発に取り組む必要があります。



取組方針

- ひたちなか市の環境を良くする会の活動をはじめとする協働の取組や、環境学習副読本等による環境学習を推進するとともに、市が率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます。
- ひたちなか市の環境を良くする会、ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会等の関係団体と連携し、環境保全の活動についての周知や参加の呼びかけを行います。

主な取組

- ▶ 環境基本計画等に掲げる施策の推進
- ▶ ひたちなか市の環境を良くする会等環境保全団体の活動支援
- ▶ 地域清掃活動や河川・海岸愛護運動、ポイ捨て防止・犬などのふん害防止の街頭キャンペーンによる意識啓発

役割

市

- 環境保全意識の啓発
- 環境保全団体への支援

市民

- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする自主的な環境保全活動

事業者等

- 環境保全活動の取組

用語解説

※ 温室効果ガス
 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどの赤外線を吸収する気体をいう。地表から宇宙空間への赤外線の放射を吸収するため、温室効果ガスの濃度が高くなれば地球の気温も高くなる。

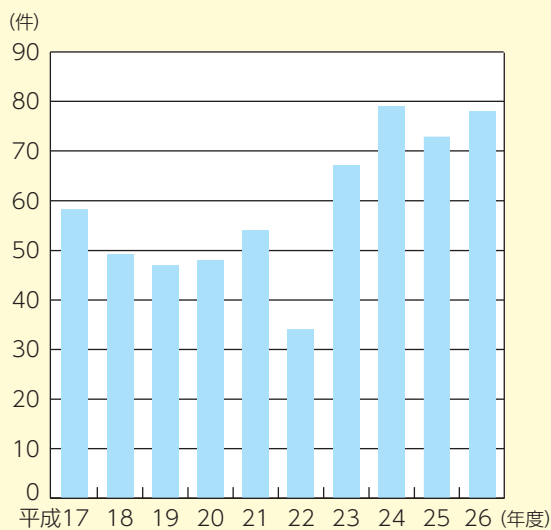
現状

- 市内の大気や河川・海域は、おおむね環境基準を満たしており、良好な状況です。
- 公害(騒音, 粉じん等)について監視を行っています。
- 主に製造業等の特定の事業者に対して公害防止協定*の締結を働きかけ、意識の啓発を図っています。
- 環境の保全のため、自然保護指導員*や不法投棄監視員*による不法投棄の監視を行っています。

課題

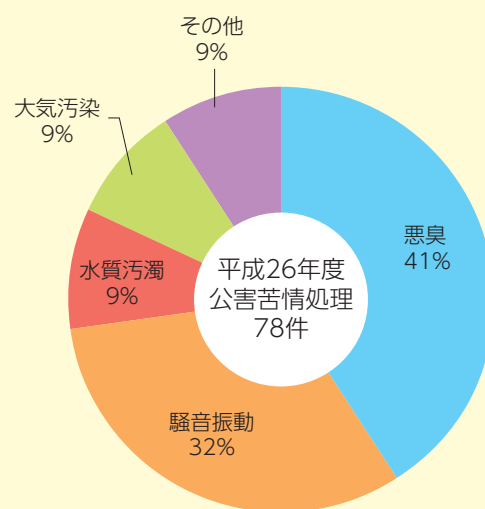
- 環境基準を超過している一部の河川については水質の観測地点, 分析項目等について検討する必要があります。
- 公害防止のための環境の測定分析に要する機器(騒音計等)について, 計画的に更新・整備する必要があります。
- 不法投棄が後を絶たないため, 監視体制の強化等を図る必要があります。

公害苦情処理件数の推移



(出典:環境保全課)

苦情の公害種類別の内訳



(出典:環境保全課)

取組方針

- 公害の発生源となるおそれのある事業所や施設への立入調査、監視を行うとともに、公害防止の指導啓発や、事業所との公害防止協定締結の働きかけを行います。
- 大気質・水質の観測を行うとともに、公害防止のための環境の測定分析に要する機器について年次的な更新・整備を行います。
- 廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄に対する市民への意識啓発や、「ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例」を適切に運用するとともに、地域住民や関係機関と連携して監視体制を強化します。
- 大洗県立自然保護管理協議会に参画し、美化清掃や啓発活動などを実施するとともに、環境保全地域^{*}などの緑地について、自然保護指導員、森林保全ボランティア等と連携し、不法投棄の監視を行います。

主な取組

- ▶ 公害防止のための環境の測定分析
- ▶ 不法投棄抑止看板等を活用した、土地所有者に対する管理指導
- ▶ 不法投棄監視員、警察等の関係機関との連携
- ▶ 土砂採取・土砂埋立ての規制、監視等

役割

市

- 公害、不法投棄等の防止対策

市民

- 森林保全ボランティアへの参加

事業者等

- 公害防止協定の締結

用語解説

※ 公害防止協定

「ひたちなか市公害防止条例」に基づき、公害防止の観点から、法律及び条例による規制を補完するものとして、市と企業が締結する協定。

※ 自然保護指導員

県により配置される指導員で、環境保全地域を巡回し、不法投棄の監視などを行う。

※ 不法投棄監視員

市がコミュニティ組織ごとに委嘱する監視員で、不法投棄の未然防止のための巡回や啓発活動などを行う。

※ 環境保全地域

「茨城県自然環境保全条例」に基づき、市の北部には「多良崎城跡緑地環境保全地域」、南部の部田野には「釜上自然環境保全地域」が指定され、良好な自然環境を保全・保護するため、植物や地形地質・景観等の環境保全に関する一定の規制が設けられている。

現状

- 狂犬病^{*}予防のため、獣医師会等と連携し、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を実施するとともに、飼い犬の適正飼養についての啓発活動を行っており、狂犬病は、国内では50年以上発生が確認されていません。一方で、海外では依然としてほとんどの地域で発生しています。
- 家畜による伝染病を防止するため、県などと連携しながら、ワクチンの接種や検査を行っています。

課題

- 狂犬病に対する危機意識が低下していることから、予防接種率が約74%と低調であるため、飼い犬の登録と予防接種について啓発する必要があります。

取組方針

- 狂犬病予防のため、獣医師会や県動物指導センターと連携して、飼い犬の適正飼養を啓発するとともに、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を推進します。
- 家畜による伝染病の拡大を防止するため、県家畜保健衛生所や県畜産協会と連携し、ワクチンの接種や検査を実施します。

主な取組

- ▶ 飼い犬登録の推進
- ▶ 狂犬病予防接種の推進
- ▶ 家畜のワクチン接種の実施

役割

市

- 飼い犬登録の推進
- 狂犬病予防接種の推進

市民

- 飼い犬登録及び適正飼養の実施
- 狂犬病予防接種の実施

用語解説

^{*} 狂犬病
ウイルスを保有するイヌ、ネコ等の野生動物に咬まれたりしてできた傷口からの侵入等によって発症する人獣共通感染症。

現状

- 市と東海村で構成されるひたちなか・東海広域事務組合により、常陸海浜広域斎場を運営しています。
- 墓地については、堀口墓地、高野墓地、磯崎墓地、たかのす霊園の4箇所を運営しており、維持管理を行っています。

課題

- 斎場施設の老朽化が進み、特に火葬炉の劣化が著しいほか、施設・設備で耐用年数を経過するものが多くなっていることから、適切な維持管理のため、改修・更新を計画的に行う必要があります。
- 墓地需要に対応するため、計画的に墓地の整備を行う必要があります。
- 今後の少子化・単身化の進行により、墓地の承継者がいなくなる問題等も考慮し、将来的な市営墓地のあり方（形態等）を検討する必要があります。

取組方針

- 東海村と共同で、常陸海浜広域斎場を適正に管理運営するとともに、老朽化した施設・設備の改修・更新を計画的に実施します。
- 市民の墓地需要に対応し、たかのす霊園の整備を計画的に進めるとともに、既設の市営墓地については適切な維持管理に努めます。
- 今後の墓地需要を的確に見極めるとともに、多様化する市民ニーズに対応しながら整備を進めます。

主な取組

- ▶ 常陸海浜広域斎場の管理・運営
- ▶ 市営墓地の管理・運営
- ▶ たかのす霊園の整備拡張

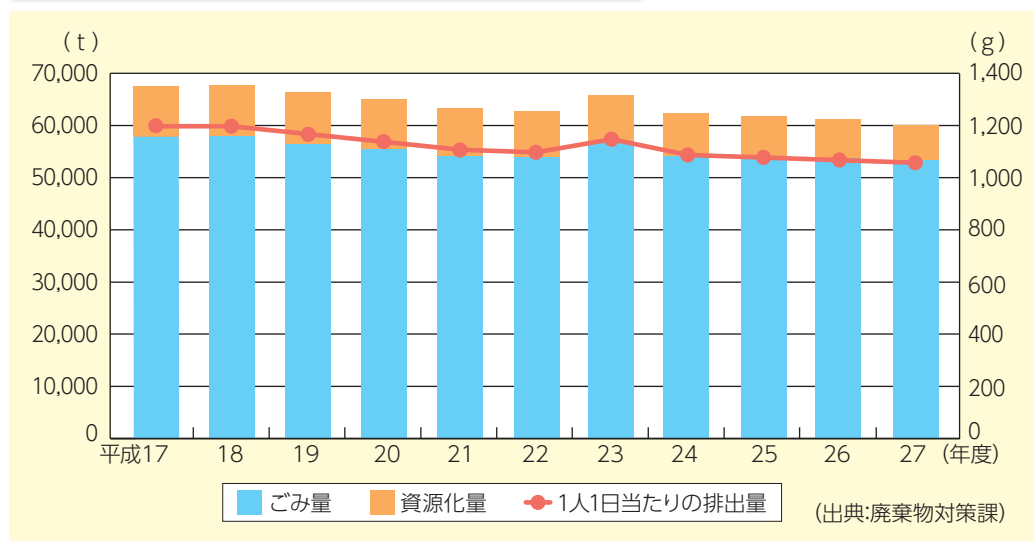
現状

- 「ひたちなか市ごみ処理基本計画」に基づき、市民や事業者との協働により、3R（リデュース・リユース・リサイクル）※の施策を推進しています。
- 廃食用油や生ごみ、剪定枝等のバイオマス資源※の利活用を推進してきましたが、剪定枝の堆肥化は福島第一原子力発電所事故の影響から事業を中止しているほか、廃食用油のバイオディーゼル燃料※化については、精製した後の燃料を利用できる車両が限られています。

課題

- ごみ総量は減少傾向にあるものの、資源物のごみとして排出されている現状があることから、排出前の分別の徹底について啓発する必要があります。
- 廃食用油については、利活用の拡大を図る方法を検討する必要があります。
- バイオマス資源のより効果的な利活用について検討する必要があります。

ごみ総量及び1人1日当たり排出量の推移



用語解説

※ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再利用）、リサイクル（recycle 再生利用・再資源化）の頭文字をとった言葉であり、環境配慮をした循環型社会を形成するための考え方。

※ バイオマス資源

紙、家畜糞尿、食品廃棄物、建設廃材、黒液、下水汚泥、生ゴミ等の廃棄物や稲わら、麦わら、粉殻、林地残材（間伐材・被害木など）、資源作物、飼料作物、でんぷん系作物等の未利用資源のこと。

※ バイオディーゼル燃料

廃食用油などの植物油を原料とし、メタノールと反応させる化学処理によって製造されたディーゼルエンジン用の液体燃料。

※ エコショップ登録

商品の簡易包装や資源物の店頭回収の実施、環境に優しい商品（再生紙使用、リターナブル容器入り等）の積極的な販売活動などを行っている店舗について、認定・登録を行う事業。登録店舗は認定ステッカーを利用した広告を行うことができる。

取組方針

- ゴミ減量化意識の高揚を図るため、市民・事業者などに対し3R（リデュース、リユース、リサイクル）の重要性と実践方法について周知・啓発を行います。
- ゴミ処理の効率化と再資源化の促進を図るため、可燃・不燃・粗大ゴミと資源物などの分別収集を周知徹底します。
- 生ゴミ処理容器を用いた家庭ゴミの堆肥化、レジ袋削減などゴミの排出抑制を推進します。
- 資源リサイクルを進めるため、自治会や子ども会などを通じて地域住民と連携し、資源回収事業を推進します。
- バイオマス資源の有効利用について検討します。

主な取組

- ▶ 市政ふれあい講座等を通じたゴミ減量化・再資源化の啓発
- ▶ 自治会・子ども会による資源回収への補助、生ゴミ処理容器購入への助成、使用済み小型家電の回収、エコショップ登録^{*}、マイバッグ持参運動への参加呼びかけ
- ▶ 廃食用油の新たな利活用方法の検討
- ▶ 関係団体とのバイオマス資源の利活用に係る意見交換

役割

市

- ゴミ減量化・再資源化の推進
- バイオマス資源の利活用の推進

市民

- 資源回収事業への参加

事業者等

- レジ袋有料化及びマイバッグ持参の呼びかけへの参加
- エコショップへの登録

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①1人1日当たりのごみ排出量	1,078g	1,046g
②資源化率	20.2%	21.8%

現状

- 可燃ごみ処理に当たっては、環境負荷の軽減やごみ処理コストの低減するひたちなか・東海クリーンセンターを東海村と共同で整備、運営しています。
- 不燃ごみ処理及び資源リサイクルは、民間事業者へ委託しています。
- 可燃ごみを処理した後の焼却灰については、市村で按分し、市の最終処分場に埋立しています。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは、共に建設から20年以上が経過しています。

課題

- 不燃ごみ処理及び資源リサイクルについては、長期的な視点に立った処理体制のあり方を検討する必要があります。
- 最終処分場の埋立残余容量が減少していく中で、埋立完了後の新たな処分先について検討する必要があります。
- 勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは、施設の老朽化により、大規模修繕が必要となっています。



ひたちなか・東海クリーンセンター



取組方針

- 可燃ごみについては、ひたちなか・東海クリーンセンターにおいて効率的に処理を行います。
- 不燃ごみ処理及び資源リサイクルについては、東海村と共同処理をする新たな処理施設の整備及び処理体制について検討していきます。
- 最終処分場については、現施設の延命化を図るとともに、新たな処分先を検討します。
- 勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては、施設の修繕を計画的に行い、安定的なし尿処理を行います。

主な取組

- ▶ ひたちなか・東海クリーンセンターの運営
- ▶ 勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持管理
- ▶ 不燃ごみ処理及び資源リサイクルの安定的、効率的な処理体制の検討

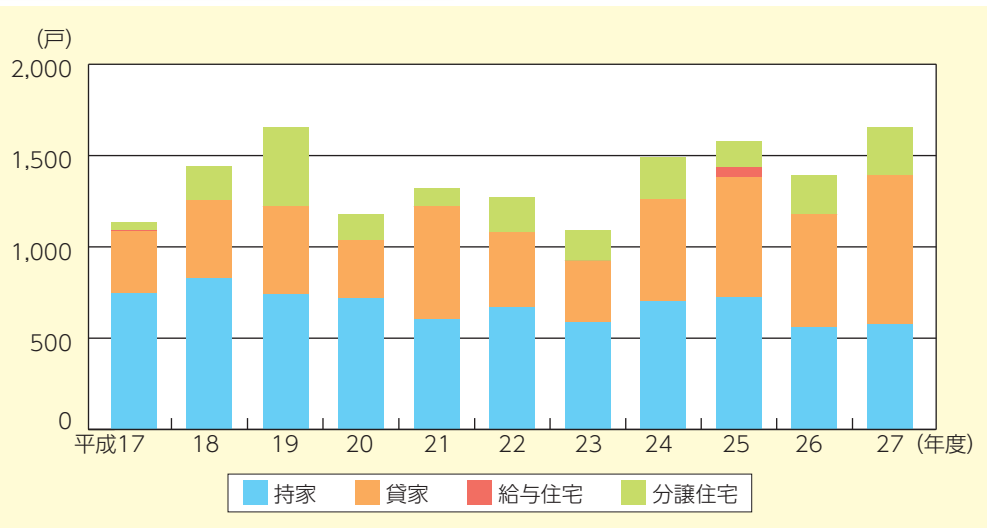
現状

- 市営住宅は、既存住宅の長寿命化を図り、計画的な改修を実施しています。
- 維持管理が困難な住宅については、用途を廃止し、解体を進めています。
- 管理戸数は、平成26年度末に24団地で1,849戸を管理しているほか、民間賃貸住宅家賃補助制度により67戸を補助しており、合計で1,916戸となっています。
- 住宅・土地統計調査によると、本市では平成20年には住宅総数54,950戸、持家37,680戸でしたが、平成25年には住宅総数59,420戸、持家39,730戸と、住宅総数、持家とも増加傾向にあります。

課題

- 市営住宅は昭和30～40年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。
- 定住促進を図るため、持家住宅の建設を促進する必要があります。

所有関係別新設住宅数の推移



取組方針

- 市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修工事を進めるとともに、耐用年数を経過し、かつ耐震補強が困難な市営住宅については、計画的に用途廃止を行い、解体工事を進めていきます。
- 用途廃止に伴う市営住宅の住戸不足は、民間賃貸住宅の空室を有効に活用した家賃補助制度により補完します。
- 持家住宅の建設を促進するため、宅地開発の適正な指導や土地区画整理事業等により、良好な居住環境の整備を進め、若い世代の定住促進を図ります。

主な取組

- ▶ 市営住宅の計画的な改修
- ▶ 市営住宅の用途廃止及び解体工事
- ▶ 民間賃貸住宅の家賃補助
- ▶ 宅地開発の適正な指導
- ▶ 土地区画整理事業の推進、保留地の販売

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
①市営住宅の入居率	84.1%	90.0%
②家賃補助制度の世帯数	84世帯	184世帯



市営第1ひばりヶ丘住宅

現状

- 交通弱者*の生活の足を確保するため、市内の各地域と公共施設や病院、商業施設等を循環しているスマイルあおぞらバス*については、路線の順次拡大とルートやダイヤの改善を行いながら、平成27年度末現在7コースで運行しています。
- 狭隘な道路にも対応できるよう、中型バスに加えて、一部地域ではワゴン車により運行しています。
- 高齢者の増加に伴い、コミュニティ交通の利用ニーズは今後も高まることが予測されています。

課題

- 住民ニーズや道路・施設の新設改編等の状況に的確に対応しながら、効率的なルートやダイヤを設定する必要があります。
- ルートやダイヤ、運行状況等について高齢者にも分かりやすい周知に努めていく必要があります。



取組方針

- 住民の移動ニーズに対応したスマイルあおぞらバスのルートやダイヤを設定し、交通不便地域の解消を目指します。
- 効果的・効率的なルート設定などにより運行時間の短縮と運行本数の増加を図りながら、JRや路線バス等の公共交通機関とも連携し、利用者の利便性の向上を図ります。
- ルートやダイヤ、運行状況等について、きめ細かい情報提供や発信手段の多様化などにより、分かりやすい周知やPRに努めます。

主な取組

- ▶ スマイルあおぞらバスの運行
- ▶ ルート・ダイヤ等の見直し

役割



- 運行ルート、ダイヤ等の設定・見直し
- 運行業務の監督



- 運行業務

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
スマイルあおぞらバス年間利用者数	158,400人	196,000人

用語解説

※ **交通弱者**
 高齢者や障害者、子どもなど、交通手段に制約があり、公共交通機関を利用せざるを得ない者。

※ **スマイルあおぞらバス**
 平成18年10月から運行を開始した市のコミュニティバス。民間路線バスの運行していない地域を中心として路線を設定している。

現状

- 廃線の危機にあった湊線は、平成20年度から第三セクター方式※によるひたちなか海浜鉄道として存続し、平成26年10月には、52年ぶりとなる新駅「高田の鉄橋駅」が供用開始しました。
- おらが湊鐵道応援団※をはじめとした多くの市民や地域団体などにより力強く支えられ、東日本大震災の影響を除き、利用者数は増加を続けています。
- 平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「湊線第二期基本計画」に基づき、国や県と連携しながら設備投資や運営費の支援を行っています。
- 地域住民の利便性の向上に加え、市内観光の活性化や、交流人口の拡大などの観点から、阿字ヶ浦から先の延伸について、検討を進めています。

課題

- 湊線の安全運行の確保と更なる利便性の向上を図る必要があります。
- 阿字ヶ浦駅から先の延伸については、最適なルートや経費、それに伴う効果、課題について十分に整理し、市民の理解を得ながら、まちづくりと一体的に進める必要があります。



ひたちなか海浜鉄道湊線

用語解説

※ 第三セクター方式

国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）との共同出資で事業体を設立・運営する方式。

※ おらが湊鐵道応援団

ひたちなか海浜鉄道湊線の存続・発展のために設立された市民団体。湊線を核とした会員と地域住民の交流による地域の活性化を目指して積極的に活動している。

取組方針

- ひたちなか海浜鉄道湊線については、市民の日常生活を支える基幹交通であるとともに、本市の経済や観光の活性化につながる地域資源でもあることから、国や県と連携しながら安全な運行を確保するための計画的な設備投資を支援するとともに、経営の安定化を促進します。
- おらが湊鉄道応援団などと連携しながら、湊線の更なる利用促進に取り組みます。
- 湊線の阿字ヶ浦駅からひたちなか地区方面への延伸については、沿線地域の利便性の向上、回遊観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、市民の理解を得ながら、国や県、国営ひたち海浜公園等と連携して、ひたちなか地区のまちづくりや阿字ヶ浦土地区画整理事業の見直しと合わせて一体的に取り組みます。

主な取組

- ▶ 湊線の設備投資や運営等に対する支援
- ▶ 湊鉄道対策協議会事業推進
- ▶ おらが湊鉄道応援団等と連携した利用促進事業の実施
- ▶ 湊線延伸事業の実施

役割



- ひたちなか海浜鉄道に対する支援
- 利用促進事業の実施
- 湊線を活用したまちづくり



- 市民やおらが湊鉄道応援団をはじめとした市民団体等による湊線の利用促進事業の実施



- ひたちなか海浜鉄道による湊線の運行、運営

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
ひたちなか海浜鉄道湊線年間利用者数	958,000人	1,058,000人

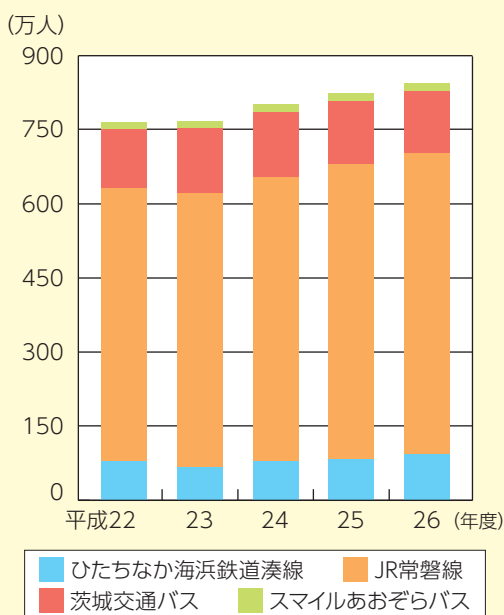
現状

- 本市においては、常磐線や湊線の鉄道路線が基幹的な公共交通として勝田駅、佐和駅、那珂湊駅の3つの市街地を縦横に走り、駅や団地などの主要地を路線バスが結び、スマイルあおぞらバスが駅や公共施設、病院、店舗等と住宅地などをつないで市内全域を細かく循環しています。
- 「ひたちなか市第2次地域公共交通総合連携計画」※に基づき、法定協議会である公共交通活性化協議会の協議により、市内全体の公共交通施策の検討と推進に取り組んでいます。

課題

- 道路の狭隘性などが要因となり、公共交通を利用しにくい公共交通不便地区が生じています。

公共交通の利用状況の推移



(出典:ひたちなか海浜鉄道(株), 企画調整課)

用語解説

※ ひたちなか市第2次地域公共交通総合連携計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため平成25年度に策定した計画。市内の鉄道・バスなどの公共交通機関の相互連携や、まちづくりとの連携の強化などを図ることが定められている。

※ 公共交通結節点

駅前広場やバスターミナルなど各種交通手段（鉄道、バス、タクシー、自転車等）相互の乗り換えを行う施設。

※ ターミナル機能

交通の拠点として複数の鉄道やバスの路線を接続する機能。

※ パークアンドライド

観光地などの交通渋滞の緩和のため、目的地までの途中で自家用車を駅やバス停周辺の駐車場に停車させ、電車やバスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法。

取組方針

- 「市民の誰もが気軽に利用できる公共交通体系」の実現を目指し、スマイルあおぞらバス、路線バス、JR、ひたちなか海浜鉄道湊線などの公共交通機関が相互に連携するとともに、公共交通機関の維持・確保やまちづくり、観光振興等と一体性を図りながら、総合的な公共交通ネットワークの形成を推進します。
- 公共交通結節点※の環境を整備するとともに、公共交通相互の乗継利用等を推進し、自家用車から公共交通への利用転換を促す取組を進めます。
- 湊線の延伸については、ターミナル機能※を有する新たな公共交通結節点の整備を含め、ひたちなか地区のまちづくりと一体的に取り組みます。
- 常磐線、水戸線及び水郡線については、県や沿線自治体と連携して、利用者の利便性向上の観点から、運行本数の増強や料金制度の改善、駅施設の整備などをJRに対し要望します。
- 環境対策の観点からも、公共交通全体の利用を促進する意識啓発に努めます。

主な取組

- ▶ スマイルあおぞらバスにおける他の公共交通への乗継に配慮したダイヤ設定
- ▶ 駅などの公共交通結節点への案内看板設置やターミナル機能の整備
- ▶ 公共交通総合案内の作成
- ▶ パークアンドライド※の促進
- ▶ JRへの要望活動等の実施
- ▶ 公共交通利用促進PR事業
- ▶ 佐和駅東西自由通路の整備、駅舎の橋上化

役割

市

- 公共交通結節点の環境整備

事業者等

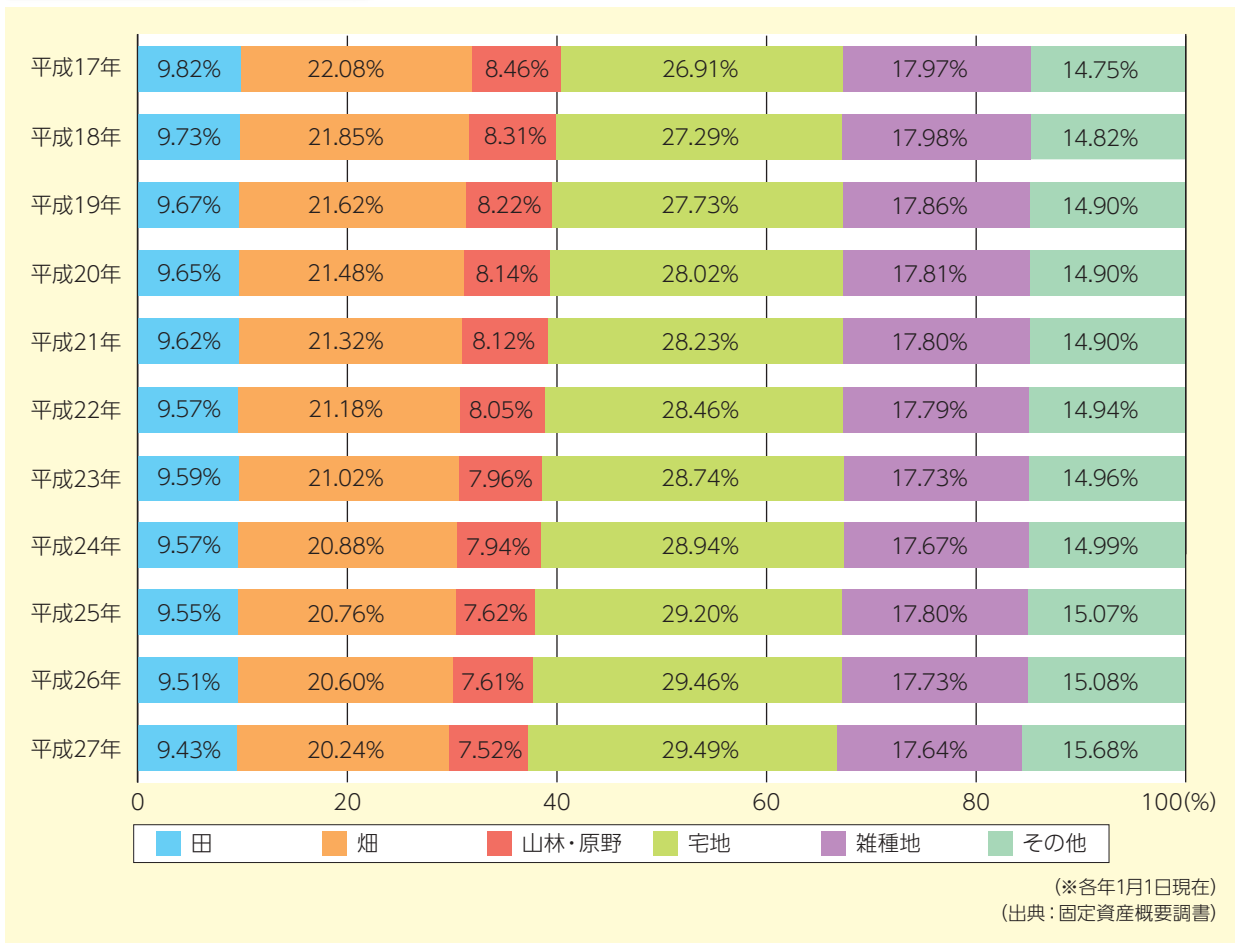
- 公共交通ネットワーク化のためのルート・ダイヤ等の検討

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
公共交通不便地区の面積	17.86km ²	16.49km ²

[資料1] V-1-1 魅力ある街並みの形成 (P158)

地目別土地利用の推移



[資料2] V-4-1 土地区画整理事業 (P167)

土地区画整理事業の状況

地区名	施行主体	都市計画決定 (公告の日)	施行面積 (ha)	事業認可 (公告の日)	施行期間 (年度)
佐和駅中央	市	S47.9.7	95.6	S47.11.9	S47~H27
東部第1	//	S37.12.28	103.0	S55.4.28	S55~H35
武田	//	S62.12.21	48.7	H元.2.1	S63~H28
阿字ヶ浦	//	H元.2.23	83.4	H2.12.3	H2~H28
東部第2	//	S37.12.28	106.8	H4.1.18	H3~H28
船窪	//	H8.4.4	19.1	H9.1.27	H8~H45
佐和駅東	//	H10.5.14	56.7	H11.11.16	H11~H48
六ッ野	組合	H5.8.23	103.4	H7.3.27	H6~H27

(※平成27年4月1日現在で個人施行のものを除く。)
(出典：区画整理事業課)

VI 市民とともに歩む人と人がつながるまちづくり

VI-1 市民との協働

- 1 地域との協働
- 2 NPOなどとの協働

VI-2 市民活動支援

- 1 自治会活動の支援
- 2 コミュニティ活動の支援

VI-3 絆の構築

- 1 絆の構築

VI-4 交流の促進

- 1 国際・国内交流の推進
- 2 イベントの充実

VI-5 男女共同参画

- 1 男女共同参画の推進

VI-6 行政情報 発信・広聴

- 1 広報戦略
- 2 広聴

VI-7 情報通信

- 1 情報通信

VI-8 効率的な 行財政運営

- 1 行財政改革
- 2 財政基盤の確立

VI-9 広域連携

- 1 広域的なまちづくり

VI-1

1 地域との協働

現状

- 市内には83の自治会と9つのコミュニティ組織があり、それぞれ自主的な活動を行っています。
- 平成22年4月に、市民参画によりつくりあげた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」※を契機に、全てのコミュニティ組織において「まちづくり市民会議」※が立ち上がり、地域の課題解決に向けた自主的な取組や活動が行われています。

課題

- まちづくり市民会議については、「コミュニティ組織連絡協議会」と連携しながら、更なる活性化に取り組んでいく必要があります。
- まちづくり市民会議の活性化に伴い、市政懇談会との関係・あり方を検討する必要があります。

取組方針

- 「まちづくりの主役は市民である」との理念に基づき、まちづくり市民会議については、地域との適切な役割分担の下、コミュニティ組織連絡協議会との連携を深めながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。
- 各コミュニティ組織の理解を得ながら、まちづくり市民会議と市政懇談会の関係において、地元住民の声を地域からの提案や要望としてまとめるなどの取組について支援します。

主な取組

- ▶ まちづくり市民会議運営支援事業

役割

市

- まちづくり市民会議の運営支援

市民

- まちづくり市民会議への参画

用語解説

※ ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例
市民がまちづくりの主役であることを確認するとともに、自立的な自治体運営を確立し、市民、議会、行政が相互に連携・協力してまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月1日に施行された条例。

※ まちづくり市民会議
まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換するために協働で運営する会議。

現状

- 市民の交流・活動を支援するための拠点施設として「市民交流センターひたちなか・ま」を設置し、コミュニティギャラリー、多目的室、パソコン・印刷機等の貸出しや掲示板による情報提供などを実施しており、運営をNPO法人^{*}に委託しています。
- 市民のまちづくりやボランティアへの参加意欲の向上を図るとともに、まちづくりの課題発見から企画立案や実践まで積極的に取り組むことができる人材を育成するため、「ふれ愛隊養成研修講座」をNPO法人への委託により実施しています。
- 「げんき-NETひたちなか」^{*}では、市民活動に関する情報を幅広く提供するとともに、市民のニーズに応じて人材・団体のコーディネートを行っています。

課題

- 市民協働を推進するため、市民交流センターが実施する各種事業をはじめとする交流の機会の拡充を図る必要があります。
- ふれ愛隊養成研修講座については、幅広い年齢層の参加の促進が課題となっています。

取組方針

- 市民交流センターの更なる活性化を図るため、コミュニティギャラリーの利用について広く周知するとともに、勝田駅東口の憩いの広場を活用したふれあい祭りやキャンドルナイトなどのイベントを充実し、市民の交流機会の増加に努めます。
- 市民協働を推進するため、市民活動サポートバンク「げんき-NETひたちなか」を通して、市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民相互の情報交換を促進します。

主な取組

- ▶ 市民交流センターの運営支援及び利用促進
- ▶ ふれ愛隊養成研修講座の実施
- ▶ 市民活動サポートバンク「げんき-NETひたちなか」の管理運営
- ▶ ふれ愛隊養成研修講座の実施

役割

市

- 交流の場の提供
- ボランティア活動参加のきっかけづくり

市民

- 市民活動への参加
- ボランティア活動への参加

用語解説

※ NPO法人

特定非営利活動促進法によって法人格を与えられる非営利組織 (Non-Profit Organization) のこと。保健、医療又は福祉の増進や社会教育の推進など、同法に定める特定非営利活動を行う団体。

※ げんき-NETひたちなか

市民活動に関する人材・団体や講座・イベントなどの情報をデータベースに集約し、ホームページで提供するとともに、コーディネーターによって活動したい人・活動してもらいたい人を結びつける仕組み。

現状

- 市内83自治会において、防災・防犯、ごみの減量化・資源化、高齢者の見守り等の地域共通の課題に対する自主的な取組が積極的に行われています。
- 自治会相互の連絡調整や情報共有を行うため、リーダー研修会や自治会研修懇話会を開催するなど、人材育成を含めた自治会連合会の運営支援に取り組んでいます。
- 自治会活動の活性化を図るため、活動の拠点となる集会所の建設、修繕、借上げ等を支援しています。

課題

- 核家族化や高齢化を背景として、自治会の役員のみならず手不足や、避難行動要支援者*支援制度、小地域ネットワーク事業など自治会に求められる役割の増加により、自治会の負担が増えています。
- 集会所施設の老朽化や会員の高齢化に対応するため、集会所の修繕やバリアフリー化等の需要が増加しており、自治会財政を圧迫しています。
- 自治会への未加入者・退会者が増加しており、自治会加入者数は減少傾向にあります。
- 一部地域に自治会未結成地区があります。

取組方針

- 自治会連合会や自治会の活動を引き続き支援するとともに、自治会との協働事業を展開するに当たっては、自治会の置かれている状況を踏まえ、十分に協議しながら取り組んでいきます。
- 地域を支える自治会への加入を促進し、自治会活動の活性化を支援するため、市ホームページのほか、多様な広報手段により自治会加入の重要性を周知していきます。また、自治会未結成地区については、近隣自治会やコミュニティ組織を通じて自治会の必要性・重要性を周知し、自治会結成の気運の醸成を図ります。
- 集会所の老朽化やバリアフリー化に対応するため、修繕費の補助を行うとともに、集会所のない自治会については、空き家・空き店舗などの活用なども含めて、地域の集会所、活動拠点の確保を支援します。

主な取組

- ▶ 自治会連合会の運営支援
- ▶ 自治会未結成地区の組織化に対する支援
- ▶ 自治会活動の広報・啓発
- ▶ 集会所の維持管理・確保の支援

役割

市

- 自治会活動への支援、連絡調整等
- 自治会活動の周知啓発

市民

- 自治会及び自治会連合会として自治会組織の運営や自治会相互の連携



* 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

現状

- 市内には中学校区ごとに9つのコミュニティ組織があり、運動会やお祭り、環境美化運動など、地域の特性に応じた様々な活動のほか、コミュニティセンターの管理・運営を行っています。
- コミュニティ組織の横断的連携組織であるコミュニティ組織連絡協議会では、コミュニティセンターの運営方法やまちづくり市民会議の状況などについて情報交換を行うとともに、発展的に解消した市民憲章推進協議会の事業を一部継承し、実施しています。

課題

- 発展的に解消した市民憲章推進協議会の事業を引き継ぐ市民憲章実践部会について、市民が主体となったまちづくりを推進する体制づくりを支援していく必要があります。
- 各コミュニティセンターでは、空調機、給排水設備、電源設備等の設備を中心に老朽化が進んでおり、計画的な修繕を進める必要があります。

取組方針

- コミュニティ組織が行う地域の特性に応じた活動を支援するとともに、コミュニティ組織連絡協議会による各組織の横断的な連携強化と、市民憲章実践部会が取り組む事業について、地域による自主的・継続的な取組となるよう支援します。
- コミュニティセンターの運営を支援するとともに、老朽化が進むコミュニティセンターの施設・設備について、計画的に修繕を行います。

主な取組

- ▶ コミュニティ組織及び同連絡協議会への運営支援
- ▶ コミュニティセンターの地域による運営への支援
- ▶ コミュニティセンター施設・設備の計画的な修繕

役割

市

- コミュニティの運営や主催事業等への支援、連絡調整
- コミュニティセンター運営への支援

市民

- コミュニティ組織、同連絡協議会の運営
- コミュニティセンターの運営

現状

- 平成27年6月から、本市に転入して新たに三世代で同居・近居を始める世帯に対し、住宅の取得等に要する費用の助成を行う「三世代同居等支援事業」を開始しています。
- 子育て世代や高齢者などの地域における居場所づくりのため、人材の育成や発掘を目的としたサロンフェスティバル^{*}や人材育成講座を開催するなど、社会福祉協議会と連携して、サロン活動を支援しています。
- 70歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、近隣住民による見守りや声かけなどを行う小地域ネットワーク事業を推進しています。

課題

- 地域の身近な場所でより多くのサロン活動が行われるよう、活動の担い手を育成する必要があります。
- 小地域ネットワーク事業については、見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる一方、協力員となる担い手を確保する必要があります。



取組方針

- 三世代同居等支援事業に取り組むなど、家族の絆づくりを支援します。
- 社会福祉協議会と連携し、サロン活動支援事業を実施するほか、サロン活動の担い手となる人材を育成します。
- 小地域ネットワーク事業については、事業の周知や協力員の確保に努めるとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して取組を進めます。

主な取組

- ▶ 三世代同居等支援事業
- ▶ 地域のたまり場創出支援事業の実施
- ▶ 小地域ネットワーク事業の推進

役割



- 家族の絆・地域の絆の再構築につながる取組の推進
- 地域の自主的な取組に対する支援



- 小地域ネットワーク事業における高齢者の見守り活動への協力



- 金融機関による三世代同居等支援事業対象者に対する住宅ローンの金利優遇
- 社会福祉協議会におけるサロン活動支援

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
小地域ネットワーク組織数	800ネットワーク	850ネットワーク

用語解説

※ サロンフェスティバル
 気軽に誰もが立ち寄れる「地域のたまり場」づくりの推進を目的としたイベントで、子育て世代や高齢者向けのサロンに携わる団体による活動内容の紹介や、サロン体験、講演会などが行われる。

VI-4

1 国際・国内交流の推進

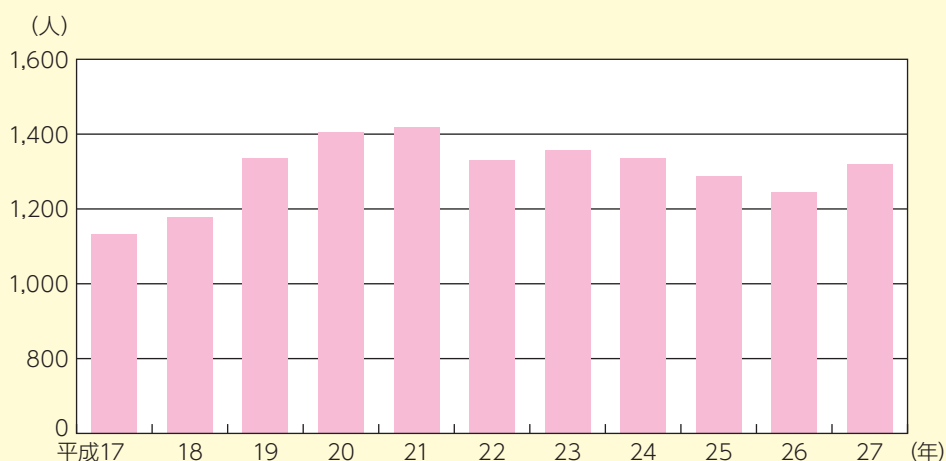
現状

- 国際交流に関わる市民、団体、企業等で構成されるひたちなか市国際交流協会との協働により、外国人と市民との交流イベント等を実施しています。
- 多言語での生活ガイドブックを配布しているほか、市ホームページに災害時における外国人向けの情報等を掲載するなど、外国人に対するサポート事業を実施しています。
- 姉妹都市である石巻市及び那須塩原市と市民交流事業を実施しており、産業交流フェアなどによる定期的な相互交流につながっています。

課題

- 国際交流イベント等については、参加者が減少や固定化の傾向があるため、ボランティアを含む新たな人材の確保や活用を図る必要があります。

外国人住基人口の推移



(※各年12月31日現在)
(出典：市民課)



国際交流文化祭

取組方針

- 国籍や民族の違う人々が互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きる多文化共生社会を実現するため、ひたちなか市国際交流協会と連携して国際交流イベント等を実施するなど、市民の国際理解や自主的な交流活動を促進します。
- 市内の国際交流を推進するため、ひたちなか市国際交流協会の運営を支援します。
- 外国籍市民、来訪外国人の生活利便性の向上を図るため、生活情報等の提供に努めます。
- 石巻市及び那須塩原市と良好な姉妹都市の関係が末永く続くよう、様々な世代の交流を継続的にを行い、両市との相互理解が深まるように努めます。

主な取組

- ▶ 国際交流協会の運営支援
- ▶ 国際交流イベント等の実施による異文化理解の推進及び国際交流ボランティアバンクの拡充
- ▶ 外国人への生活情報等の提供
- ▶ 姉妹都市間の交流

役割



- 国際・国内交流の推進
- 外国人の生活利便性の向上、支援



- 国際交流ボランティアとしての活動（日本語指導、ホームステイ等）



- ひたちなか市国際交流協会による市委託事業の実施（各種イベント、日本語指導者養成講座等）

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
国際交流事業の年間参加者数	2,700人	2,950人

現状

- ロック・イン・ジャパン・フェスティバル^{*}は、平成12年から規模を大きくしながら毎年8月に開催されています。
- 勝田全国マラソンは年々参加者が増加しているため、平成28年1月に実施した第64回大会では安全面を考慮し、参加定員を設けました。

課題

- 勝田全国マラソンは、参加者の増加に伴い、交通規制が長時間にわたるところがあり、地域住民の負担に配慮する必要があります。
- 交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、イベントの誘致・支援や市民の参画機会の確保、更なるPRの強化などを行う必要があります。



ロック・イン・ジャパン・フェスティバル



勝田全国マラソン大会



おんがくマルシェ



産業交流フェア

取組方針

- 交流人口の増大による活力あるまちづくりを進めるため、大規模なイベントの誘致に努めます。
- スポーツを通じた市民と参加者との交流を育み、地域の活性化を図るため、市民ボランティアの参加による勝田全国マラソン大会を開催するとともに、本市の特徴である海浜部の景観を利用した三浜駅伝競走大会を大洗町との共催により開催します。
- ロック・イン・ジャパン・フェスティバルやティーンズロック[※]などの音楽イベントの開催を支援します。
- 磯節全国大会の開催を支援し、郷土を代表する民謡の継承と普及拡大を図ります。
- 産業交流フェアなどの産業イベントの開催により、先端技術や地域の特産品に対する市民の理解を深めるとともに、市内外に対して産業のまちとしてのPRに努めます。

主な取組

- ▶ ロック・イン・ジャパン・フェスティバル開催支援
- ▶ 勝田全国マラソン開催
- ▶ 産業交流フェア開催
- ▶ まちづくり会社等による商店街イベント開催支援
- ▶ 音楽のまちづくり

役割

市

- イベントの誘致, 実施及び支援

事業者等

- イベントの実施

用語解説

※ ロック・イン・ジャパン・フェスティバル
国営ひたち海浜公園で開催されている日本最大の野外ロック・フェスティバル。

※ ティーンズロック
ひたちなか青年会議所が「高校生の高校生による高校生のための音楽祭典」として毎年夏に主催する全国高校生アマチュアバンド選手権。

現状

- 平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「ひたちなか市第3次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会*の実現に向けて、啓発や市民団体の支援に取り組んでいます。
- 男女共同参画社会の実現を目指す市民団体で構成する「ハーモニーひたちなか」の活動の支援を行い、啓発イベントのハーモニーフェスタのほか、フォーラムや研修会を開催しています。
- 女性の相談窓口を設置し、DV*など女性に対する暴力の被害者の安全確保や被害の防止を図っています。

課題

- 男女共同参画の課題がDVなど女性に対する暴力の根絶から女性の社会参画の促進までといった幅広い範囲にわたる点について、社会の理解を得る必要があります。
- 男女のそれぞれがともに家庭生活や仕事において充実できるよう、育児休暇等の取得状況や雇用環境などを改善する必要があります。
- 女性に対する暴力の被害者に対しては、生活や就業の支援、住居の確保、カウンセリング等により多面的に支援する必要があります。



ハーモニーフェスタ

取組方針

- 男女が仕事や家庭生活、地域活動などの社会生活においてバランスのとれた暮らしを実現するため、市民、事業者、市が一体となり、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを進めます。
- 講座、講演会、啓発紙等を通じて男女共同参画についての意識の醸成を図るとともに、テーマや日程等の設定も含め、男性も参加しやすい講座となるよう努めます。
- ハーモニーひたちなかの活動を支援し、加入する団体の増加を図りながら、引き続き協働して事業に取り組みます。
- 配偶者などから暴力を受けている被害者の相談支援を実施するとともに、関係機関と連携し、安全確保に努めるほか、研修会等の参加により相談員の対応力の向上を図ります。

主な取組

- ▶ 男女共同参画に関する啓発の推進
- ▶ 男女共同参画社会形成のための団体の支援
- ▶ 配偶者間等の暴力の防止及び被害者の保護・自立支援

役割

市

- 男女共同参画の啓発
- 女性に対する暴力防止、被害者保護等
- 市民団体の支援

市民

- ハーモニーフェスタ、フォーラムの開催などによる啓発活動

事業者等

- 事業所内での男女共同参画の推進

用語解説

※ 男女共同参画社会

男女が互いに人権を尊重し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる場面での活動に参画する機会が確保され、責任を担い合うことができる社会。

※ DV

家庭内における暴力行為。特に、配偶者など近い関係にある異性への暴力。
Domestic Violence

現状

- 市報ひたちなかは、毎月2回発行し、市民に分かりやすい紙面づくりに努めています。
- 市報は自治会を通して各戸へ配布されています。
- Twitter*などのSNS*や、茨城放送ラジオ局で市提供番組「ひたちなか市からのお知らせ」を放送するなど様々なメディアを活用して市のPRに努めています。
- 行政手続や生活情報、地域情報等、市民生活に役立つ情報を総合的にまとめた「くらしの便利帳」を発行しています。
- 市公式ホームページにおいては、即時性を重視した情報発信に努めています。

課題

- 市報は市民生活に深く関わる情報発信の一つの手段として、市民に「伝わる」紙面づくりを行っていく必要があります。
- 様々な媒体のメディアが輩出されており、それらメディアの活用方法を随時検討していく必要があります。

取組方針

- 市報については、取材等の強化による地域情報の収集に努め、市民に「伝わる」紙面づくりを行います。
- 近年のライフスタイルの変化等を踏まえ、自治会等と協議しながら市報の配布方法等を検討するとともに、インターネットを中心とした効率的な情報の発信手段を活用していきます。
- 茨城県域地上デジタル放送やラジオ放送の積極的活用により、市内外へ本市のPRや情報の提供を推進するほか、情報発信技術の進化に合わせ、多様なメディアを活用していきます。

主な取組

- ▶ 市報の発行
- ▶ 市公式ホームページの運営
- ▶ SNS等での情報発信
- ▶ 「くらしの便利帳」の発行

用語解説

※ Twitter

今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような短い文章にして投稿するスタイルのコミュニケーションサービス。

※ SNS

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。
Social Networking Service

現状

- 市民の提案・意見を市政に反映するため、毎年中学校区ごとに市政懇談会を開催しています。
- 市の施策を立案する過程において、パブリック・コメント※を実施し、市民からの意見等を考慮して意思決定を行っています。
- 市政モニター制度※等を利用した提案や意見、要望により市民のニーズの把握に努めています。また、市民相談や弁護士相談などにより、市民の困りごとや不安等の解消に努めています。

課題

- 市民相談内容が複雑かつ専門的になっているため、専門機関との連携を図る必要があります。

取組方針

- 市民の提案・意見を市政に反映するため、市政懇談会を実施します。
- 審議会などの公開やパブリック・コメント、政策課題懇談会など、政策決定過程において市民からの意見を取り入れ、市政に反映します。
- 市政全般にわたる市民の提案・意見を反映するため、市政モニター制度、市民提案制度などにより、幅広く市民ニーズの把握に努めます。
- 市民の困りごとや不安を解消するため、市民相談や法律相談を実施し、専門機関と連携していきます。

主な取組

- ▶ 市政懇談会の開催
- ▶ パブリック・コメントの実施
- ▶ 市政モニター制度の活用
- ▶ 市民相談や法律相談の実施
- ▶ 市政ふれあい講座の開催

役割

市

- 市政懇談会の開催
- パブリック・コメントの実施
- 市民相談・弁護士相談の実施

市民

- 市政懇談会への参加
- パブリック・コメントへの意見等提出
- 市政モニター制度への参加



市政懇談会

用語解説

※ パブリック・コメント

基本的な施策等の策定に当たり、施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等から提出された意見及び情報を考慮して意思決定を行う一連の手続。

※ 市政モニター制度

市民の声を積極的に行政に反映させ、市と市民の相互理解と親密化を図り、市民とともにある市政を進展させるために設置された制度。

現状

- 市民サービスの質の向上と行政事務の効率化のため、「ひたちなか市ICT*推進計画」に基づき、IBBN*を活用した業務システムのクラウド化*やGIS化*等を実施しています。
- オンラインサービスの充実により、インターネット上でスポーツ施設等の利用予約や、行政手続の申請を受け付けられるよう、利便性の向上に努めています。
- 市民の情報活用能力の向上を支援するため、パソコンの相談窓口としてITサポートセンターによるサポートデスクを開設するとともに、基礎的なパソコン操作の習得を目的としたIT講座を開催しています。

課題

- 公開用GISについては、現在公開している避難所、公共施設、医療機関などに加え、今後も本市が保有する行政情報を市民に提供できるよう、公開情報の整備を進めていく必要があります。
- 現在「いばらき電子申請・届出サービス」*において各種行政手続の申請ができる状態となっていますが、今後は手数料、市税等の納付方法の電子化や更なる申請書類の削減・簡素化などが課題となっています。
- ITサポートセンターは利用者の多くがリピーターであり、新規の利用者を拡大していくことが課題となっています。
- 情報技術の進歩に伴い、情報システムへの侵入やコンピュータウイルスなど、不正な行為の手段も高度化しており、情報の漏洩、改ざん等の脅威に的確に対応する必要があります。

取組方針

- IBBNの運用によりセキュリティの保持及び通信速度の向上を図り、行政運営の効率化を進めます。
- GISなどの公共データを誰もが自由に利用できるよう公開します。
- 利用頻度の高い行政手続について電子化するなど、利用範囲の見直しを進め、電子申請の利用促進を図ります。
- ITサポートセンターにおいて、パソコン初心者向けの基礎講座の開催とそのフォローアップ、困りごと相談を行い、市民のICT機器の操作能力や情報活用能力の向上を支援します。
- 高度なウイルス防御システムの導入など、情報通信技術の発展に即した情報セキュリティ対策に取り組みます。

主な取組

- ▶ ITサポートセンターによる相談業務やIT講座の運営
- ▶ GISの活用 ▶ 行政サービスの向上や行政事務効率化

用語解説

- ※ ICT
情報・通信に関連する技術一般の総称。ほぼ同義であるIT (Information Technology) に対し、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた用語。
Information & Communication Technology
- ※ IBBN
県及び県内市町村が共同で運営し、県民・企業の誰もが廉価に利用できる高速・大容量の情報通信ネットワーク。
いばらきブロードバンドネットワーク
- ※ クラウド化
自社内にサーバ等の機器を置いて運用するシステムから

移行し、ソフトウェアやデータがインターネットを通じて利用者に提供されるクラウドサービスを利用する形に換えること。

- ※ GIS化
地図情報や様々な付加情報の参照、作成、保存、管理ができるシステムであるGIS (Geographical Information System) に地理情報をデジタルデータとして持たせること。
- ※ いばらき電子申請・届出サービス
県及び県内市町村が共同で整備したシステムで、住民票の写しなど各種証明書の交付申請や届出などの手続をインターネットを通じて行うことができる。

現状

- 平成8年の「ひたちなか市行政改革大綱」※策定以降、これまで7次に渡り大綱の策定及び見直しを行い、事務事業の簡素効率化、民間委託等の推進、定員の適正管理など行政経営の効率化に取り組んできました。

課題

- 行政に対するニーズが多様多様化・複雑化する中、限りある財源で、迅速性、効率性、実効性を追求し、市民満足度の高い行政サービスを提供していく必要があります。

取組方針

- 行財政改革を推進し、効果的、効率的な行財政運営に努めるとともに、多様多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民の目線に立った質の高い行政サービスを提供するため、簡素で効率的な組織機構の構築や人材育成などを推進します。
- 老朽化している那珂湊支所庁舎の現在の機能を見直し、防災機能や地域に合った機能を備える新庁舎を建設し、市民サービスの向上に努めます。
- 厳しい財政状況の中、限りある財源で市民ニーズに確実に応えられるよう、安定した財政基盤を確立するため、積極的な歳入の確保と歳出の見直しに取り組めます。

主な取組

- ▶ 行政改革大綱の策定・進行管理
- ▶ 組織機構・定員の適正管理
- ▶ 人材育成・人事評価制度の推進
- ▶ 那珂湊支所新庁舎の建設

用語解説

※ ひたちなか市行政改革大綱
行財政運営の簡素効率化を図るための指針。

現状

- ひたちなか市住宅・都市サービス公社^{*}や旧ひたちなか市土地開発公社^{*}の債務整理を行い、将来の財政負担を明らかにするとともに、公共下水道の整備については重点化、効率化を進め、市債借入の抑制に取り組んできました。
- 実質的な市債残高は平成23年度末をピークに減少しています。市債管理基金^{*}や財政調整基金^{*}を活用し、年度間の財源の過不足を調整しながら健全な財政運営に努めています。

課題

- 本市においても人口が減少に転じ、少子高齢化が更に進展することが予測されています。社会保障費関連経費の増大に対応しながら、末永く発展できる持続可能な都市経営を実現するため、安定した財政基盤を確立する必要があります。

用語解説

※ ひたちなか市住宅・都市サービス公社

市内の住宅地の計画的な供給を目的とし、土地の取得、造成、販売等を行うため設立された法人。主に西古内土地区画整理事業地区内の土地の販売を実施してきたが、土地需要の低迷及び長期にわたる地価の下落等により、取得価格を下回った額での販売を余儀なくされ、債務超過の状態となった。平成24年3月に事業再生手続を実施し、債務超過は解消された。現在は、新たな土地の取得等は行わず、保有する宅地の販売を実施している。

※ 旧ひたちなか市土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地の先行取得・管理を行うため設立された法人。長期にわたる地価の下落により、先行取得の必要性が失われ、その役割を終えたことから、平成25年3月に解散した。

※ 市債管理基金

市の借金である市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営のために積み立てる貯金。

※ 財政調整基金

自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

※ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。

※ 健全化判断比率

自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。実質公債費比率は、自治体の年間の収入に対し借金返済額が占める割合を示す数値。借金を返し始める時期で大きく変化するため、過去3年間の平均を比較する。将来負担比率は、今後、返済が必要な自治体の借金の総額が、収入の何倍に相当するかを示す数値。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。

取組方針

- 自主財源の確保に取り組むとともに、歳出の抜本的な見直しを図り、安定した財政基盤を確立します。
- 企業誘致や産業の活性化を通じて、税収の向上に努めるとともに、課税客体を確実に把握し、適正課税に努めます。また、未納者に対しては滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。
- 地方税財源の充実強化や制度の見直しについて国へ働きかけるとともに、中長期的な展望に立った財政計画の下、国・県補助金や交付金の活用を図りながら、効率的な財政運営に努めます。
- 住民参加型市場公募債「ひたちなか市民債」を発行し、まちづくりへの市民参加意識の高揚を図るとともに、金利コストの低減や資金調達が多様化を図ります。
- 補助金については、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、目的や意義、費用対効果、経費負担のあり方などについて定期的に検証を行い、適正化を図ります。
- 健全な財政運営の目安となる経常収支比率^{*}、健全化判断比率^{*}などの財政指標の適正化に努めます。

主な取組

- ▶ 企業誘致
- ▶ 産業の活性化
- ▶ 市税収納率の向上
- ▶ 市民債の発行
- ▶ 未利用市有財産の売却等

目標・指標

目標・指標	平成27年度	平成32年度
健全化判断比率	実質公債費比率 9.2%	実質公債費比率 25%未満
	将来負担比率 22.9%	将来負担比率 350%未満

現状

- 東海村と一部事務組合を組織し、可燃ごみ処理業務、消防・救急業務、斎場運営及び公共下水道の共同処理を行っています。
- ひたちなか・東海行政連絡協議会※において、ひたちなか地区開発の整備促進など広域的な対応が必要な事項についての協議・検討などに取り組んでいます。
- 県央の9市町村で構成する県央地域首長懇話会※に参画し、県央地域全体の発展と住民サービスの向上などにつながる取組を推進しています。

課題

- ひたちなか地区開発をはじめとした諸課題を共有する東海村との関係については、共通する課題について連携を深めながら、合併に向けた機運を醸成していく必要があります。

取組方針

- ひたちなか・東海広域事務組合による可燃ごみ処理業務、消防・救急業務、斎場運営及び公共下水道の共同処理を推進するとともに、一部事務組合による効率的な組織運営体制の構築に努めます。
- ひたちなか地区開発の整備促進など、本市及び東海村において共有する広域的な対応が必要な課題について協議・検討を進めるとともに、2市の先行合併の経緯と地域住民の意向を踏まえながら、東海村との合併を推進します。また、生活圈等を共有する那珂市や大洗町をはじめとする近隣市町村との広域的な連携を図ります。
- 県央地域の市町村と連携し、県央地域に共通する諸課題の解決や、圏域全体の住民サービスの確保・向上、人口定住の促進などに取り組めます。
- 様々な行政分野において、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上などの観点から、近隣市町村や北関東地域などの市町村との広域的な連携を図ります。

主な取組

- ▶ ひたちなか・東海行政連絡協議会における東海村との連携の推進
- ▶ 県央地域首長懇話会の構成市町村との連携の推進
- ▶ 北関東・新潟地域連携軸推進協議会※など広域的に自治体間で連携する協議会への参画

用語解説

※ ひたちなか・東海行政連絡協議会
ひたちなか市及び東海村の首長と議会議員により構成される協議会。

※ 県央地域首長懇話会
県央地域の9市町村（ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）で構成さ

れ、環境や観光、公の施設の広域利用などの分野において広域的な連携を図っている。

※ 北関東・新潟地域連携軸推進協議会
北関東及び新潟県地域の高速道路・国道網、鉄道網等の沿線上に位置する自治体の連携・交流を目的に設立された組織。